

---

---

# 南国市男女共同参画推進計画

---

---

平成 24 年 3 月

高知県 南国市

# ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画の概要</b> -----	1
【1】男女共同参画に係る動き-----	1
1. 国際的な動向-----	1
2. 国の動向-----	1
3. 高知県の動向-----	2
4. 南国市の動向-----	2
【2】男女共同参画を取り巻く社会的背景-----	3
1. ワーク・ライフ・バランスの視点-----	3
2. 女性の社会参画の重要性-----	4
【3】計画策定の目的-----	5
【4】計画の期間-----	5
【5】計画の位置付け-----	5
【6】計画の策定方法-----	6
<b>第2章 南国市を取り巻く状況</b> -----	7
【1】南国市の概況-----	7
【2】人口・世帯数の状況-----	8
1. 人口・世帯数の推移-----	8
2. 人口動態-----	9
3. 年齢別人口の推移-----	9
4. 婚姻件数等の推移-----	11
【3】家庭・労働の状況-----	13
1. 世帯の状況-----	13
2. 就労状況-----	13
3. 女性の年齢別就業率-----	14
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> -----	15
【1】南国市男女共同参画推進計画の基本理念-----	15
【2】南国市男女共同参画推進計画の目指す取り組み方向-----	16
【3】施策の体系-----	17
<b>第4章 施策・事業の展開</b> -----	18
【1】男女共同参画の社会基盤づくり-----	18
1. 男女共同参画の意識啓発-----	18
2. 意思決定の場における男女共同参画の推進-----	21
【2】働きやすい環境づくり-----	22
1. 就労支援-----	22
2. 働き続けやすい支援体制の整備-----	23
3. 農林水産業・商工自営業等における男女共同参画の推進-----	24

4. ワーク・ライフ・バランスの推進 -----	25
【3】学校教育における男女共同参画の推進 -----	27
1. 学校教育における男女共同参画の推進 -----	27
2. 人権教育等の推進 -----	29
【4】地域社会における男女共同参画の推進 -----	30
1. 社会活動への参加促進 -----	30
【5】健康づくりの推進 -----	31
1. 総合的な健康づくりの推進 -----	31
2. 母性の保護と母子保健の推進 -----	32
【6】男女共同の福祉環境づくり -----	33
1. 高齢者福祉の充実による男女共同参画の推進 -----	33
2. 障害者の自立支援 -----	34
【7】男女間における暴力等の根絶 -----	35
1. 暴力等の防止対策の推進 -----	35
2. 被害者の支援体制の充実 -----	36
【8】国際交流を通じた男女共同参画の推進 -----	37
1. 国際交流を通じた男女共同参画の推進 -----	37
<b>第5章 数値目標の設定 -----</b>	<b>38</b>
【1】庁内職員や審議会等において -----	38
<b>資料編 -----</b>	<b>39</b>
【1】男女共同参画に関するアンケート調査結果（抜粋） -----	39
【2】南国市男女共同参画推進委員会 委員名簿 -----	45
【3】男女共同参画関連の年表 -----	46
【4】男女共同参画社会基本法 -----	49
【5】高知県男女共同参画社会づくり条例 -----	53
【6】南国市男女共同参画推進条例 -----	59

# 第1章 計画の概要

## 【1】男女共同参画に係る動き

### 1. 国際的な動向

女性の地位向上を目指した取り組みについては、昭和50年（1975年）の「国際婦人年」を大きな節目として、国際連合（以下「国連」）を中心に世界各国で急速に進展しました。

平成7年（1995年）の「第4回世界女性会議」（北京）では、各国政府に自国の行動計画の策定とその実施責任を求める行動綱領（北京行動綱領<sup>※1</sup>）が採択され、あらゆる政策及び計画に、社会的・文化的につくられた性差（ジェンダー<sup>※2</sup>）を解消するよう求めています。

平成12年（2000年）にニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」においては、「北京行動綱領」について検証と評価を行い、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ成果文書」が採択されました。

平成17年（2005年）に開催された第49回国連婦人の地位委員会「北京+10（プラス10）<sup>※3</sup>」では、「北京行動綱領及び女性2000年会議成果文書」の完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求めることが確認され、国際的潮流の中にも男女共同参画は進展をみせています。

しかし一方では、世界経済フォーラムが平成23年（2011年）に発表した、世界各国の男女格差を図る指標である「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は135か国中98位でした。わが国は特に政治や経済の分野において男女の格差が大きいことからこのような低水準にあると言われており、男女共同参画において取り組む課題は多いと考えられます。

### 2. 国の動向

わが国においては、昭和60年（1985年）の女子差別撤廃条約の批准を契機に、法や制度の整備が進められ、男女労働者を対象とした「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）や、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）などが制定されました。

平成11年（1999年）には、女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びを分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会<sup>※4</sup>の実現を促進するため「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

※1 北京行動綱領／世界行動計画、ナイロビ将来戦略の趣旨を継承し、平成7年（1995年）の第4回世界女性会議において採択された、女性問題の取り組みの新たな指針。

※2 ジェンダー／社会的・文化的につくられた性差であり、生物学的「性（セックス）」とは区別され、「女らしさ男らしさ」のように社会的、文化的につくられた男女の役割、行動様式、心理的な特徴のこと。

※3 北京+10／「北京行動綱領」をもとに女性政策を推進してきた達成度を検証し、今後の取り組みが討議された国連婦人の地位委員会。

※4 男女共同参画社会／「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと（男女共同参画基本法第2条）。

また、平成 13 年（2001 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行され、平成 20 年（2008 年）には「改正DV防止法」が施行されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた更なる取り組みが展開されています。

一方、男女共同参画に係る計画としては、国際婦人年世界会議に基づき、昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」を策定し、現在では改定を重ねながら平成 22 年（2010 年）12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されています。

### 3. 高知県の動向

高知県では、国の動きを踏まえて、平成 17 年（2005 年）3 月に策定した「“男女共同参画社会の実現をめざして” こうち男女共同参画プラン」に加え、平成 19 年（2007 年）3 月に策定した「高知県DV被害者支援計画」により、「女性に対する暴力の根絶を目指す取り組み」を位置付け、施策を推進しています。

さらに、平成 22 年度（2010 年度）に「こうち男女共同参画プラン」を見直し、改定しています。

改定したプランでは、男女共同参画を進める上で基本となる意識改革と社会制度・慣行の見直しにさらに積極的に取り組むとともに、高齢化の進展や、地域力の低下、南海地震への対応といった県の課題に対しても、男女共同参画の視点から取り組んでいくこととしています。

### 4. 南国市の動向

本市においては、平成 14 年（2002 年）4 月に「なんこく男女共生かがやきプラン（南国市男女共同参画総合施策）※」を策定し、「家庭で」「学校で」「職場で」「地域で」という 4 つの分野において、行政の取り組み、市民の取り組みをそれぞれ定めています。

これまで本市では、誰もが性別に関わりなく各人の能力を最大限に発揮できる社会づくりを推進し、男女共同参画に関する様々な施策や事業を推進してきました。

しかし、平成 22 年（2010 年）に、市民に実施したアンケート調査結果をみると、学校教育の場や地域活動の場においては多くの市民に男女平等と認識されているものの、習慣や日常生活における男女の差別的慣習は今なお残っており、政治の場や社会通念などでは男女不平等と認識している市民も少なくありません。

また、日常的な家庭での仕事分担については、理想は夫婦同程度とする意見が主流であるのに対し、現実では仕事の多くを妻が担っているほか、職場における男女の差別的な待遇、慣習もまだ残っているようです。

本市においても、男女を取り巻く社会生活環境が大きく変化する中で、さらに充実した男女共同参画への取り組みが必要となっています。

前プラン策定から 10 年が経過した平成 23 年度において、計画を見直す必要があることから、「南国市男女共同参画推進計画」を策定します。

本市においては、前プランの見直しに先立ち、平成 23 年 6 月に「南国市男女共同参画推進条例」を制定しています（平成 23 年 7 月 1 日から施行）。

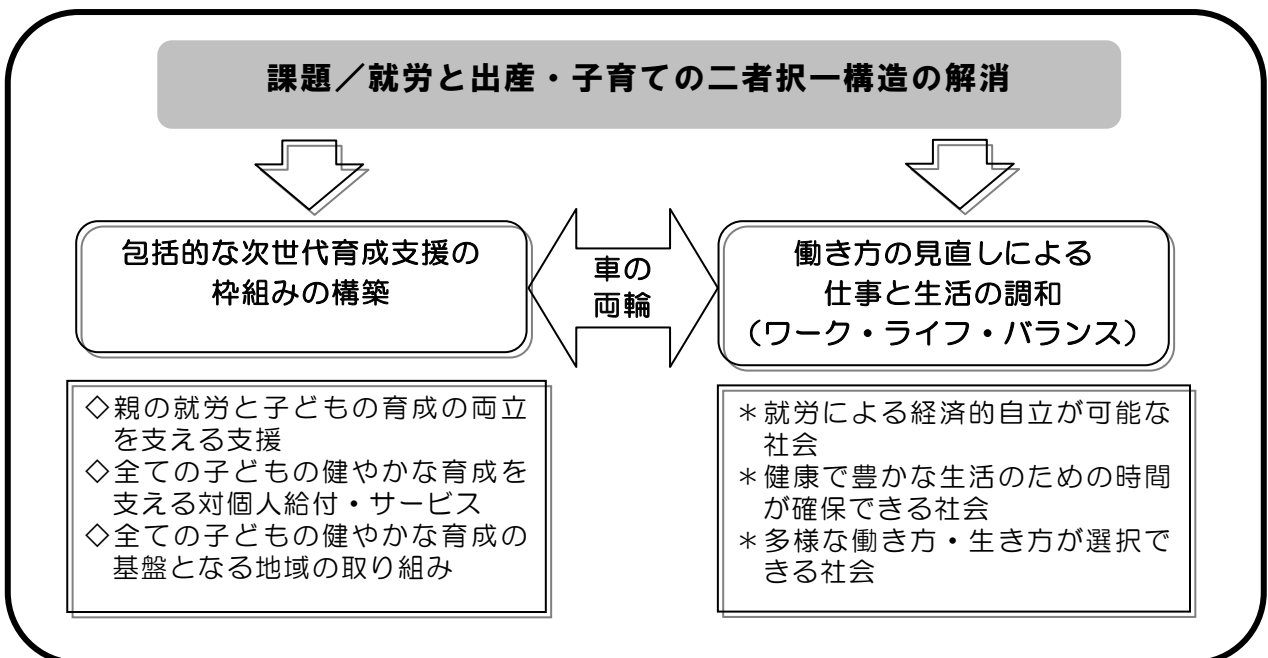
※ なんこく男女共生かがやきプラン（南国市男女共同参画総合施策）／南国市の男女共同参画を推進することを目的に、平成 14 年 4 月に策定された施策のこと。家庭・学校・職場・地域の 4 分野における行政と市民の目標を定めている。

## 【2】男女共同参画を取り巻く社会的背景

### 1. ワーク・ライフ・バランスの視点

国は、男女が仕事・家庭生活・地域生活などについて、自ら希望するバランスで活動できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」が、男女共同参画推進と少子化対策の両方に効果的であるという結論に達し、平成 19 年（2007 年）12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、国・地方公共団体・企業・国民が果たすべき役割などを示しています。

この考え方は、本市が平成 22 年（2010 年）3 月に策定した「南国市次世代育成支援行動計画（後期）」に反映されています。

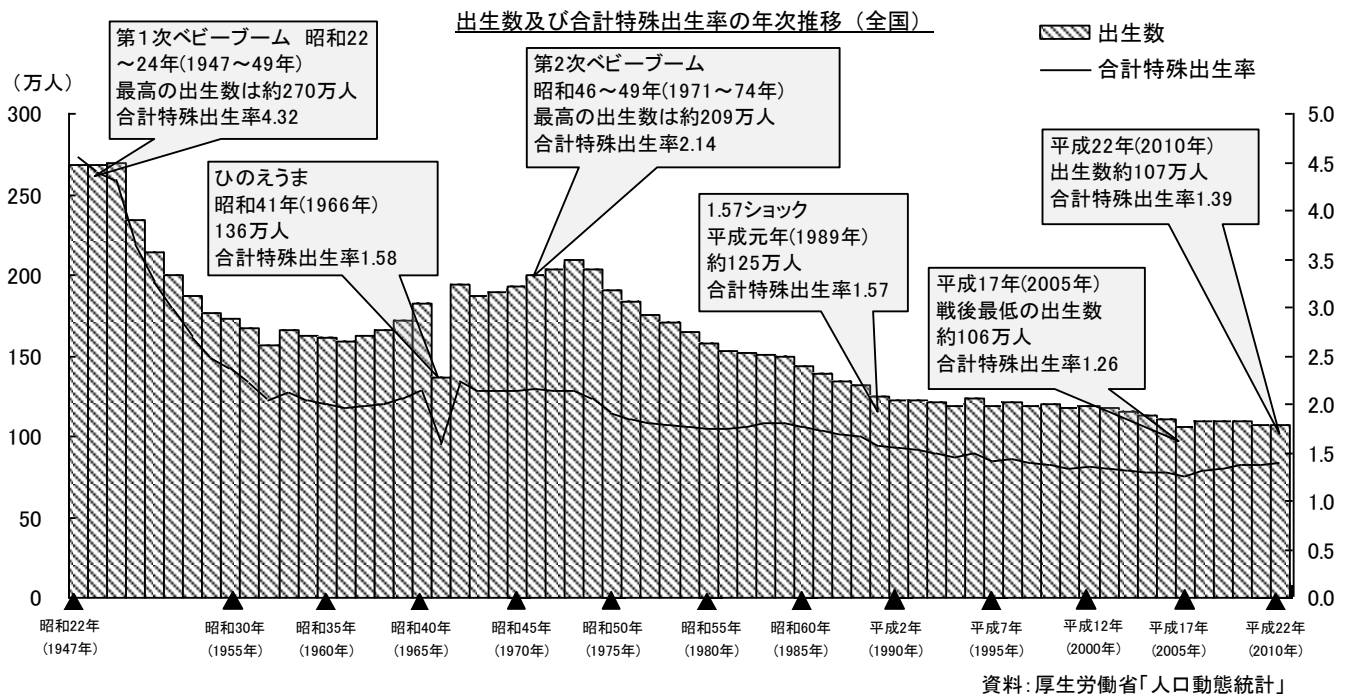


## 2. 女性の社会参画の重要性

わが国における合計特殊出生率<sup>※</sup>は、平成17年(2005年)に過去最低の1.26となり、低下し続ける出生率から、予測よりも早く人口減少に突入り、豊かで活力ある社会、経済の維持や安定した社会保障制度の運営への影響が危惧されています。

このような現状に対応するため、子育て支援施策が全国的に展開されています。一方で、人口減少に伴う経済的な活力を維持・前進させていくためには、より一層の女性の社会参画、女性の労働力の充実が求められます。

将来にわたって多様性に富んだ活力ある社会を創造していくためには、男性も女性も持てる能力を発揮しつつ、職場のみならず家庭・地域とともに参画する、という「男女共同参画の推進」が極めて重要です。



<sup>※</sup>合計特殊出生率/人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の数を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

### 【 3 】 計画策定の目的

---

日本国憲法は、性による差別をはじめ一切の差別を禁止し、全ての国民が「法の下に平等」であることを保障しています。

男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つの基本理念を掲げています。

このため、本計画は、憲法の保障している「人権の尊重」と「男女平等」の基本理念に基づき、男女があらゆる場面においてともに参画することができる社会の実現を目指すことを目的としています。

社会の慣習、慣行の中には、女性に対する差別や偏見、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的な性別役割分担意識が残っており、解決しなければならない課題が依然として多く残っています。

家庭、地域、学校、職場などあらゆる場で、性別などに関わりなく、人権が尊重され、全ての人々がともに支え合い、認め合い、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を形成していくために、今後も継続して各種課題の改善、解決に向けて取り組んでいく必要があります。

本市における男女共同参画社会の各種取り組みが、より一層効果的なものとなるように、そして、新たな社会的課題への対応などを加味して、「南国市男女共同参画推進計画」を策定するものです。

### 【 4 】 計画の期間

---

この計画の期間は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 10 年間とします。

ただし、国、県の動向や社会情勢の変化、及び計画の進捗状況などに応じて、必要な見直しを行います。

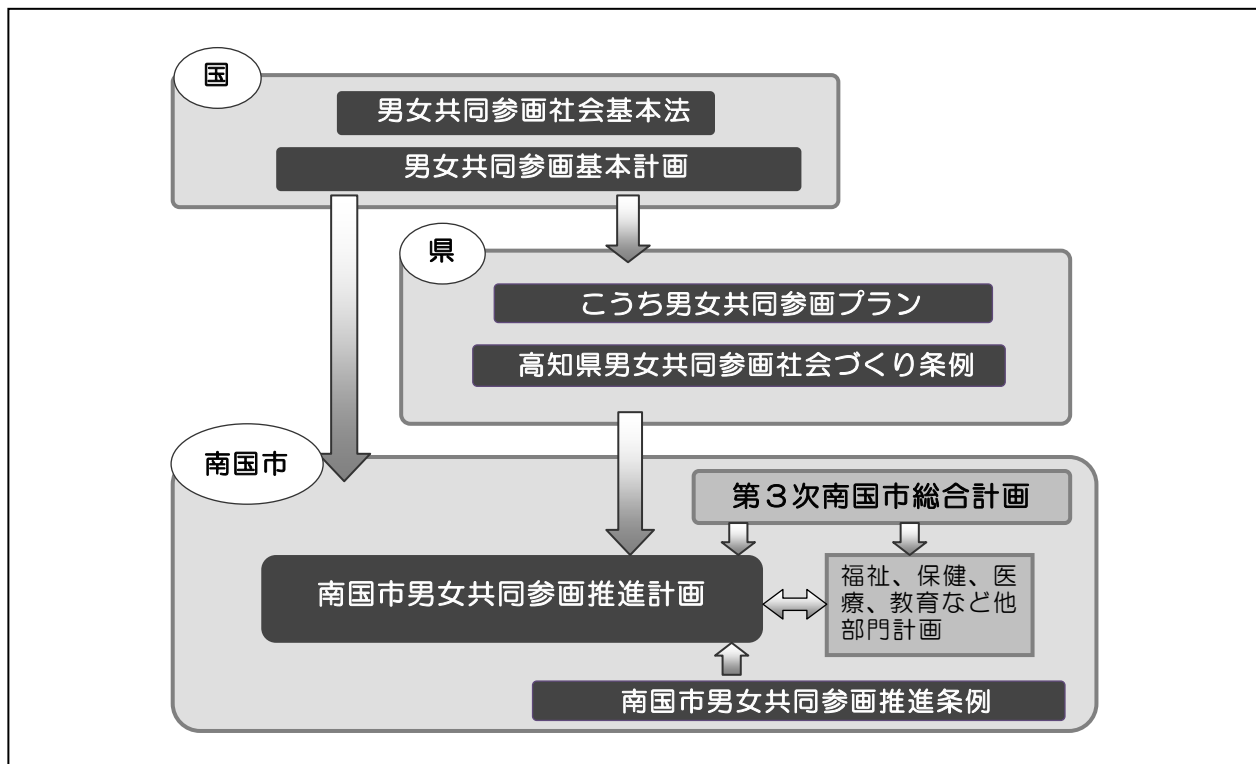
### 【 5 】 計画の位置付け

---

この計画は、男女共同参画社会基本法（第 14 条第 3 項）に基づく計画であり、本市における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針並びに具体的事業等を示すもので、国及び県の男女共同参画基本計画との整合性に配慮するものです。

男女共同参画社会の形成は本市における重要施策であり、「第 3 次南国市総合計画」との整合性を図りつつ、本計画を基に男女共同参画の視点を反映させていくとともに、他の部門計画との整合性を確保しています。





## 【6】計画の策定方法

計画の策定にあたり、市内在住の20歳以上の市民に対し、市民の男女共同参画に関する取り組みの実態や問題点、意見等を調査し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。なお、アンケート内容については、後段の資料編に掲載しています。

調査名称	男女共同参画に関するアンケート調査
調査対象	20歳以上の市民
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査期間	平成22年(2010年)5月～6月
配布数	2,000人
有効回収数	713人
有効回収率	35.7%

また、学識経験者・事業者代表・市民代表などから構成される「南国市男女共同参画推進委員会(平成23年度)」に諮問し、専門的見地から意見をいただくとともに、パブリックコメント(市民意見公募)で寄せられた意見を反映させながら事業計画を取りまとめています。

## 第2章 南国市を取り巻く状況

### 【1】南国市の概況

本市は高知県の中央部に位置し、地理的条件に恵まれた県下第二の都市です。

古から人が生活を営むのに適した場所であり、県内でも有数の遺跡の宝庫です。代表的なものとして、紀貫之も赴任した土佐国衙跡、戦国時代の長宗我部氏の居城であった岡豊城跡などをあげることができ、長らく土佐の政治と文化の中心地でした。

また近年では、四国横断自動車道南国インターチェンジ、高知龍馬空港を有し、高知新港に隣接した高速交通体系の拠点にあり、広域交流ネットワークが形成されています。

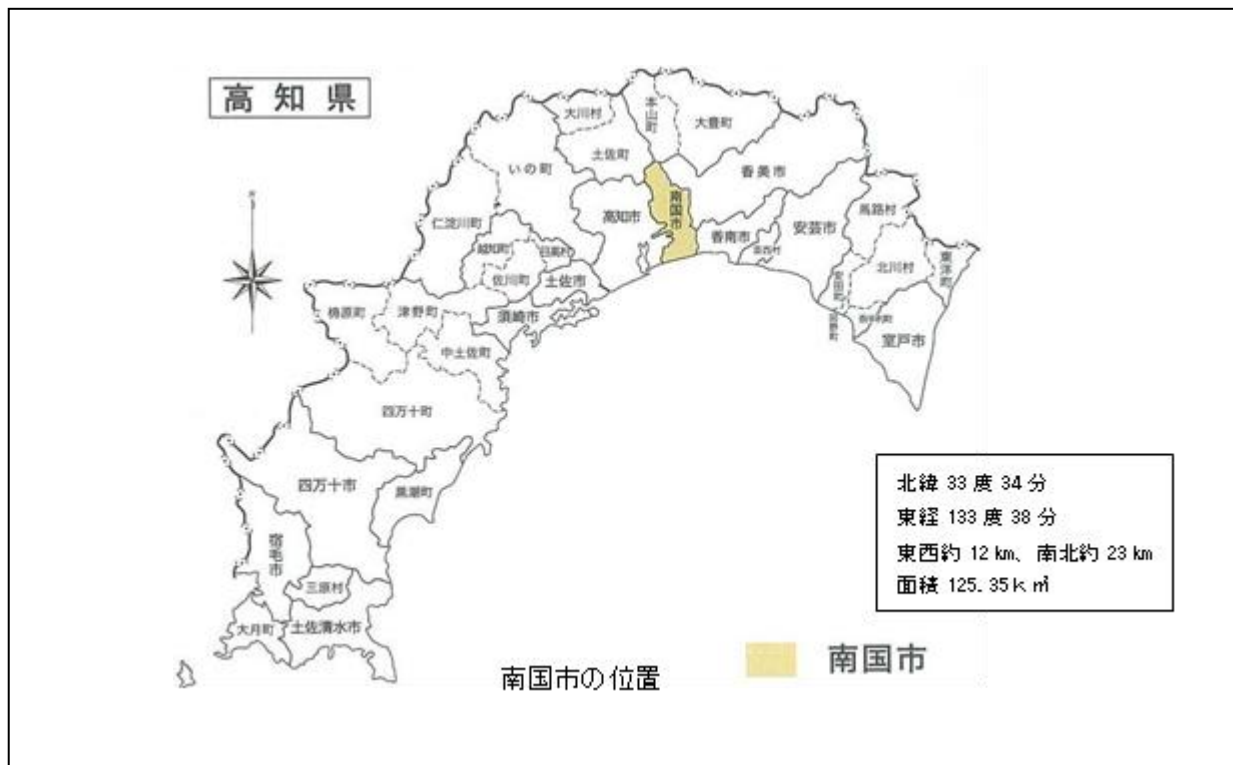
物部川と国分川に育まれた肥沃な香長平野と温暖な気候に恵まれ、早場米の産地として知られています。ピーマン、シシトウなど施設園芸のほか生産性の高い作物も効率よく出荷し、シェア拡大に努めています。本市特産の四方竹なども有名です。

一方で、高度情報化対応の研究開発、先端技術など高次産業業務機能を集積した南国オフィスパークなどがあり、産業の拠点としての機能も有しています。

さらに、高知大学医学部・農学部のキャンパスも立地し、学園都市としての機能も有しています。

外国からの留学生や技術研修生も多く、国際交流もすすめられています。

本市の優れた特性を生かし、「副県都南国市」にふさわしい新しい「まちづくり」に挑戦している、活力のあるまちです。



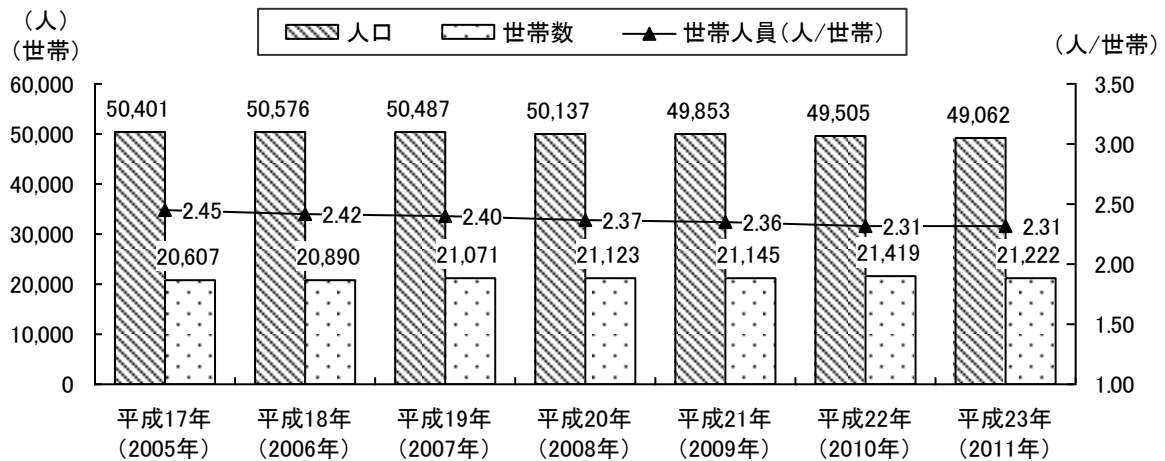
## 【2】人口・世帯数の状況

### 1. 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成22年3月末現在およそ4万9千人、世帯数は2万1千世帯あまりとなっています。1世帯当たりの人口数を示す「世帯人員」は、平成17年の2.45人/世帯から2.31人/世帯へと小家族化傾向にあります。

これは近年、人口が減少傾向で推移している一方で、世帯数は増加傾向にあることが要因となっています。

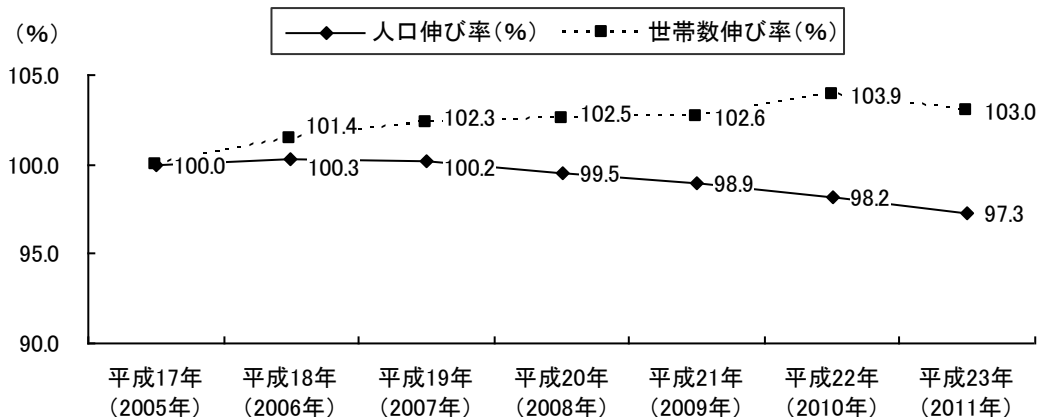
■人口・世帯数の推移



	平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)
人口	50,401	50,576	50,487	50,137	49,853	49,505	49,062
世帯数	20,607	20,890	21,071	21,123	21,145	21,419	21,222
世帯人員(人/世帯)	2.45	2.42	2.40	2.37	2.36	2.31	2.31
参考/外国人登録者数	313	315	297	278	269	270	240

注:外国人登録者数は「人口」数値には含まれていない  
資料:住民基本台帳 各年3月末現在

■平成17年を100とした場合の人口・世帯数の伸び率(%)



資料:住民基本台帳 各年3月末現在

## 2. 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生、死亡からみる「自然動態」は近年マイナスを示しています。つまり死亡人数が出生人数を上回っている状態にあります。また転入、転出からみる「社会動態」も同様に、転出が転入を上回りマイナスとなっています。

平成 22 年では、自然動態がマイナス 201 人、社会動態がマイナス 251 人と社会減少が多く、合計 452 人の人口減少となっています。

■人口動態の推移（人）

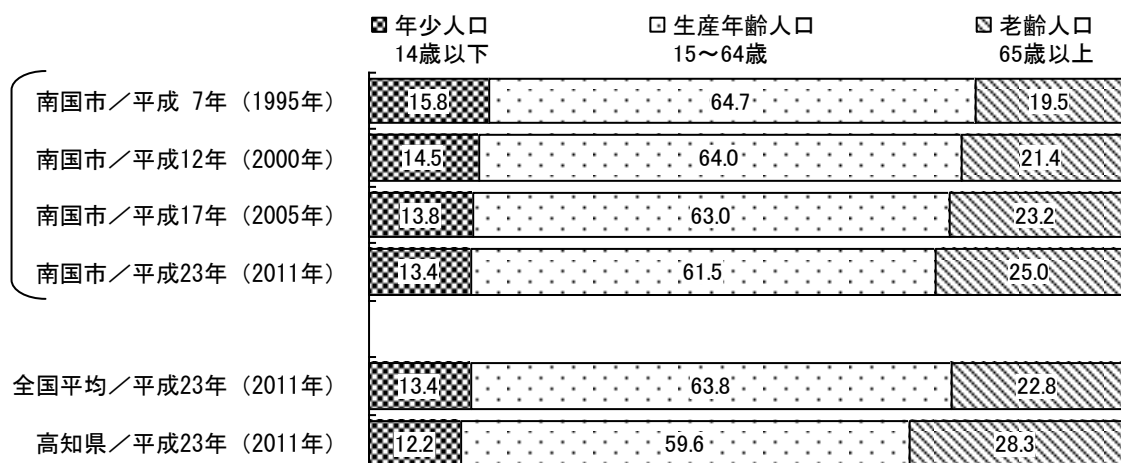
	自然動態(c)		社会動態(f)		人口動態(g)	
	出生者数(a)	死亡者数(b)	転入者数(d)	転出者数(e)		
平成17年(2005年)	460	516	120	2,449	2,329	64
平成18年(2006年)	455	551	21	2,405	2,384	-75
平成19年(2007年)	451	595	-194	2,137	2,331	-338
平成20年(2008年)	464	551	-198	2,012	2,210	-285
平成21年(2009年)	386	528	-203	2,000	2,203	-345
平成22年(2010年)	363	564	-251	1,824	2,075	-452

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)  
資料：住民基本台帳 各年 3 月末現在

## 3. 年齢別人口の推移

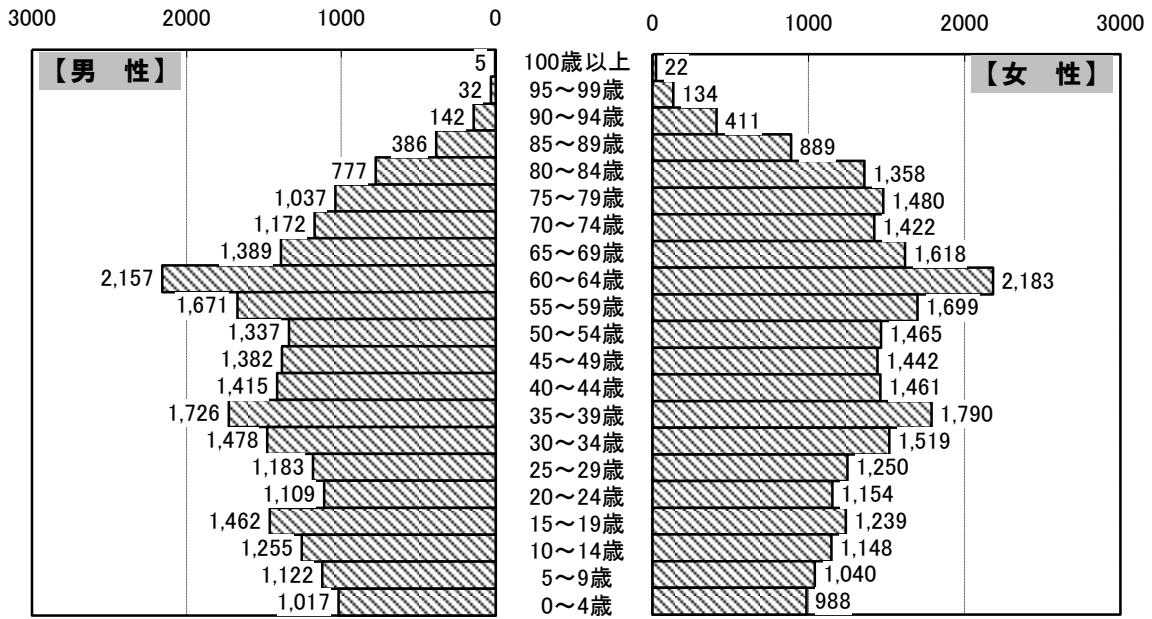
本市の年齢 3 区分別人口構成をみると、「年少人口比（14 歳以下）」は、緩やかな減少で推移していますが、一方で、「高齢人口（65 歳以上）」は増加傾向を示しています。本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。しかし、高知県との比較では、年少人口の割合が高く、高齢人口の割合が低いことから、県内では比較的活力度の高いまちであることがわかります。

■年齢 3 区分別人口構成比（%）



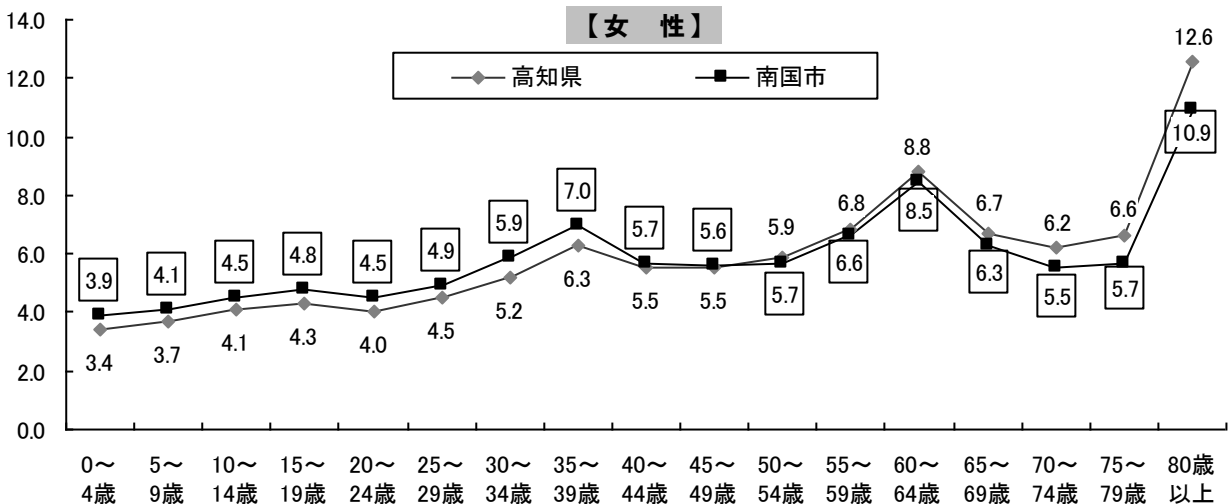
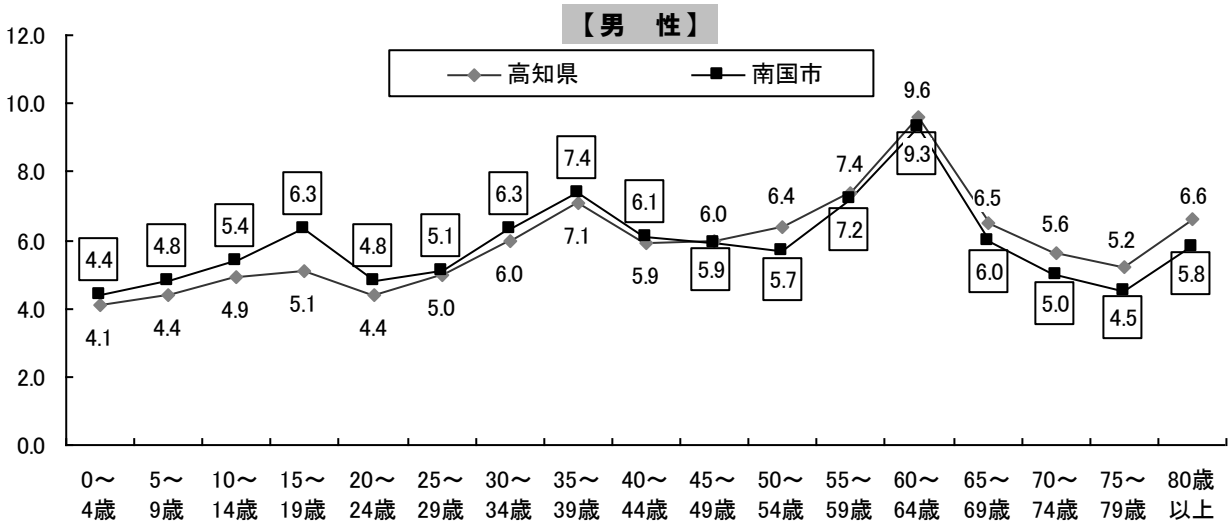
資料：国勢調査(但し、平成 23 年は住民基本台帳)

■参考/南国市 性・年齢別5歳階級人口(人)



資料:住民基本台帳 平成23年3月末現在

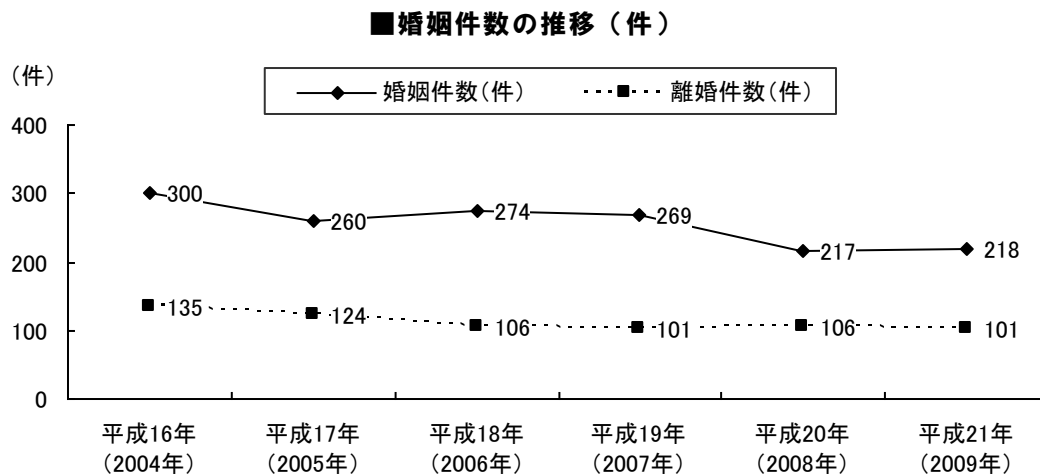
■参考/年齢別5歳階級人口構成比(%) 高知県との比較



資料:住民基本台帳 平成23年3月末現在

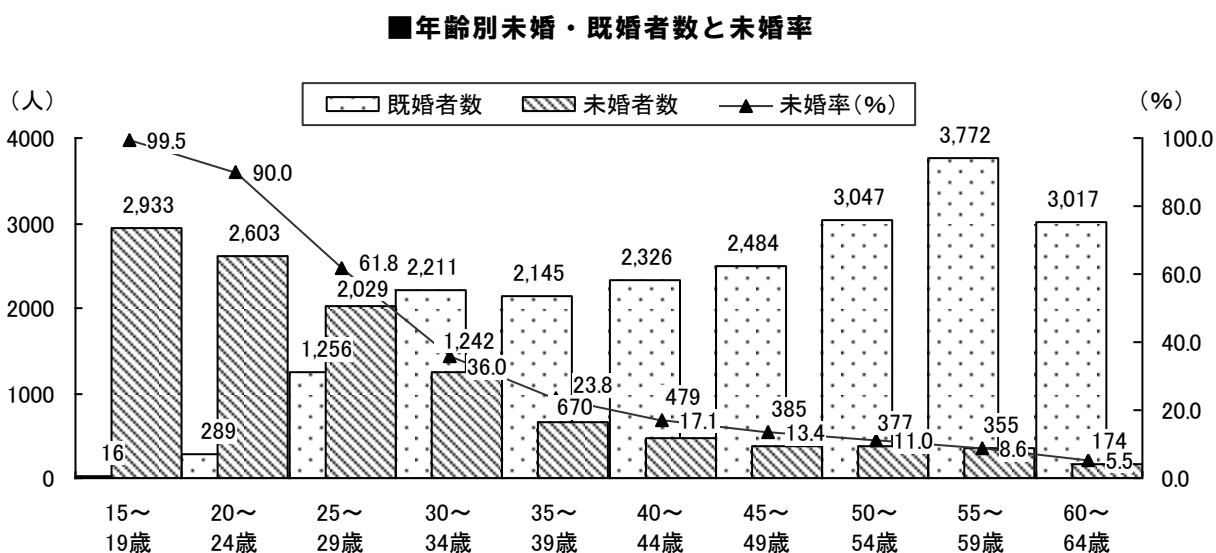
#### 4. 婚姻件数等の推移

本市の婚姻件数は、近年は年間おおむね 270 件程度で推移していましたが、平成 20 年には 217 件に減少しています。



資料：人口動態統計

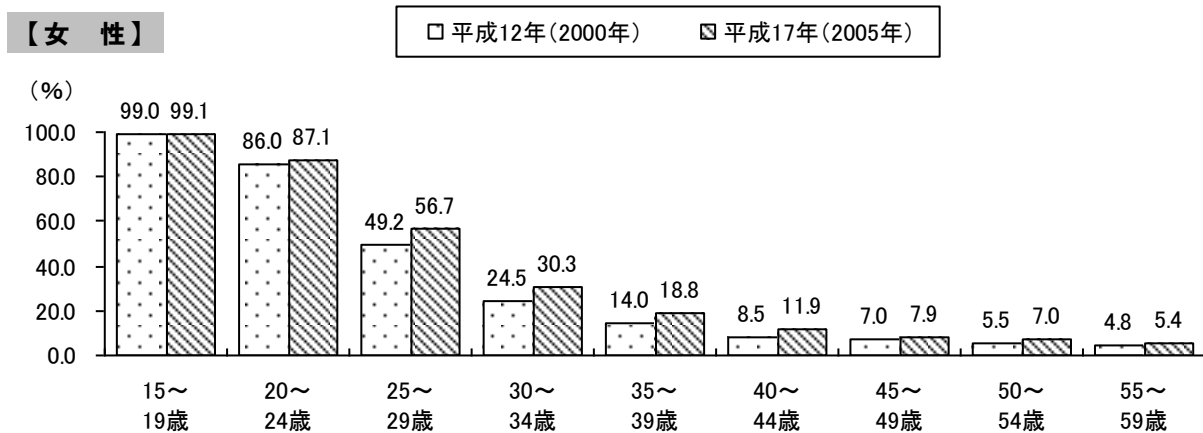
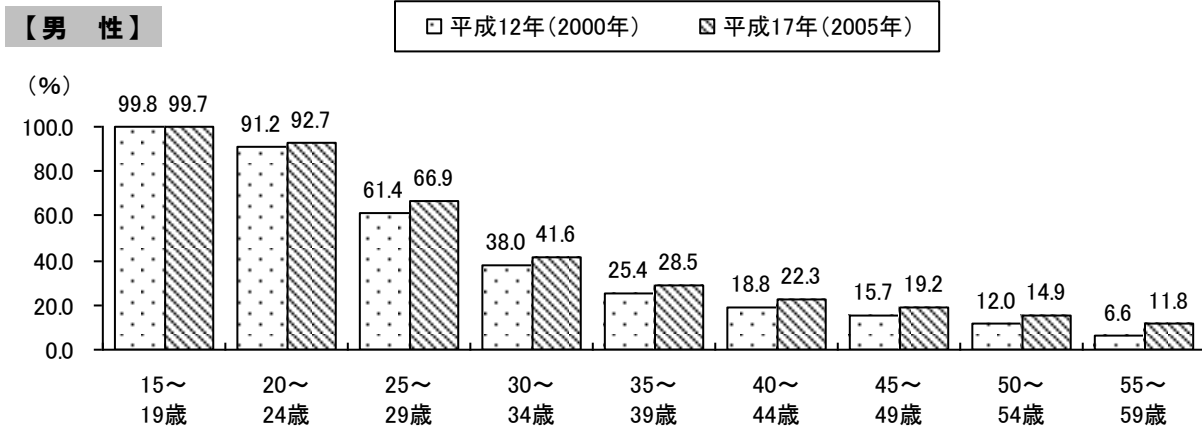
年齢別の未既婚者数をみると、20 歳代後半では 61.8%の未婚率が、30～34 歳では 36.0%と、既婚者数と逆転することから、30 歳代前半が婚姻年齢の中心であることがうかがえます。



資料：平成 17 年(2005 年)国勢調査  
※離婚、死別は「既婚者数」に含む。

婚姻の中心的年齢層である「30歳代前半」をはじめ、各年齢層で、男女ともに未婚率が増加しています。本市においても、晩婚化が進展している状況にあることがうかがえます。

### ■未婚率の推移（％）

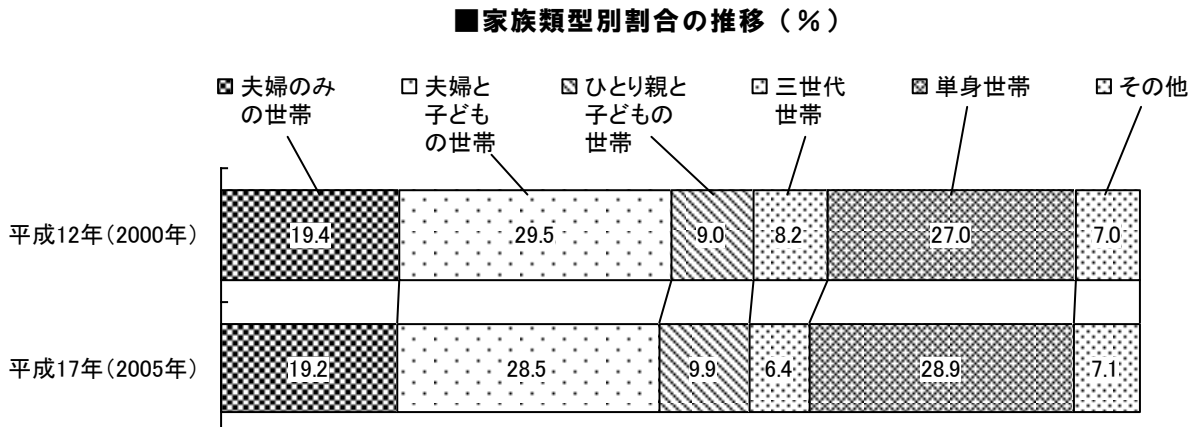


資料：国勢調査

### 【3】家庭・労働の状況

#### 1. 世帯の状況

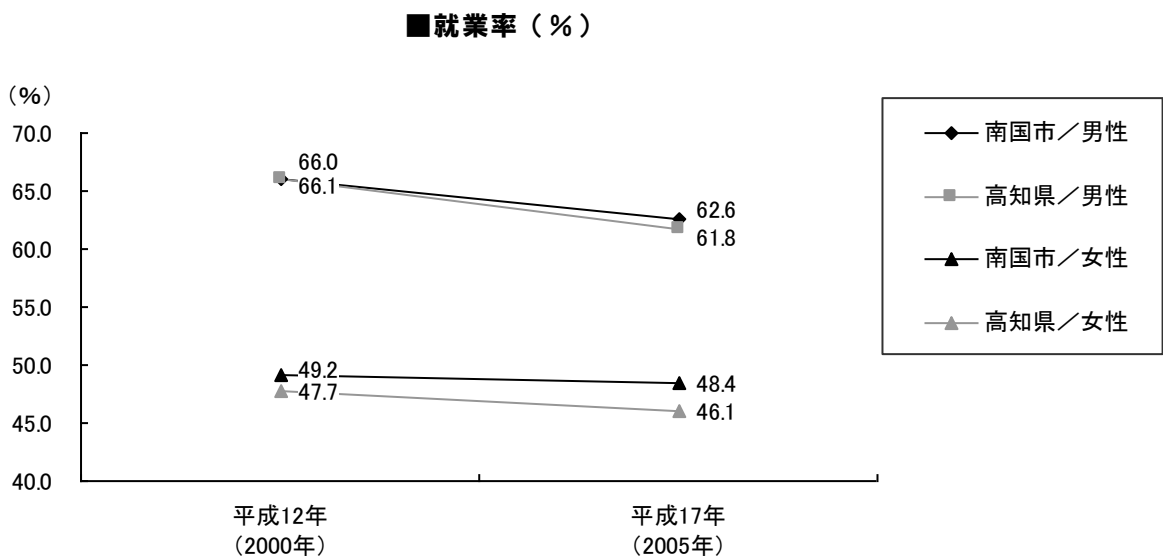
世帯の状況を、家族類型別割合の推移からみると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加傾向にあり、「夫婦と子ども世帯」「三世帯世帯」は減少傾向にあります。



資料：国勢調査

#### 2. 就労状況

本市における就業率は、平成17年国勢調査では、男性が62.6%、女性が48.4%で、男性は高知県の平均とほぼ同様、女性は高知県の平均をやや上回って推移しています。

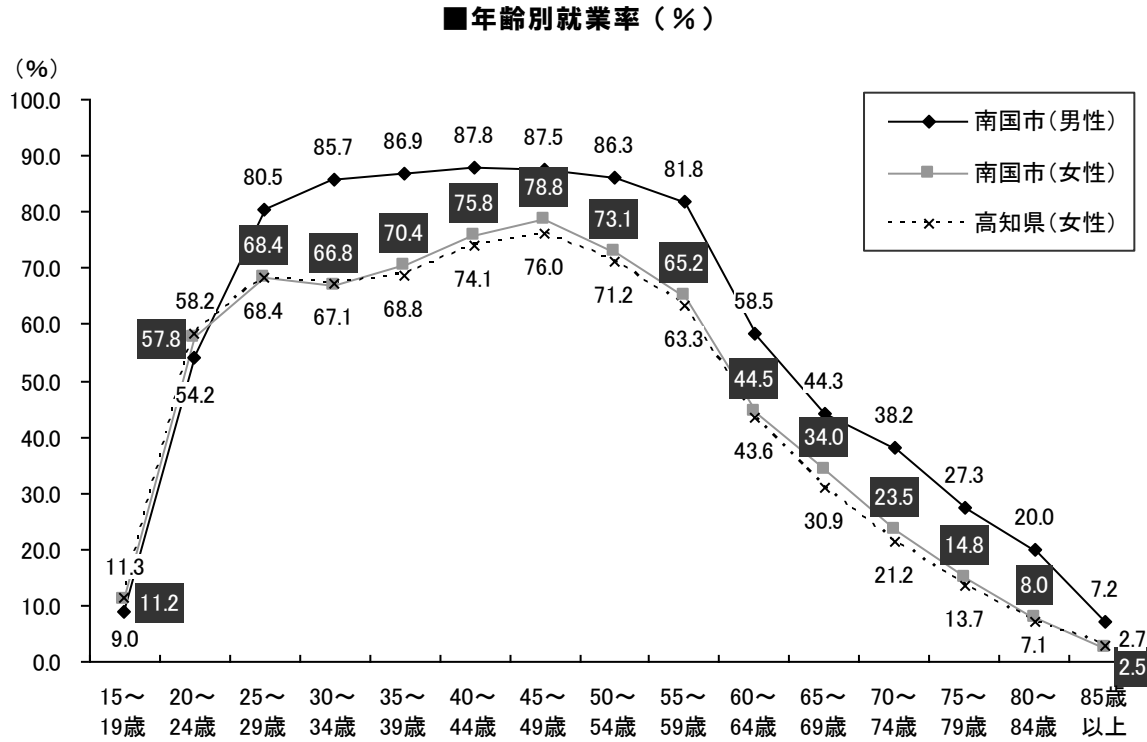


資料：国勢調査



### 3. 女性の年齢別就業率

本市における女性の就業率は、40歳代後半でピークをむかえています。25歳以上のいずれの年齢層も、平成12年に比べおおむね就業率の増加がみられ、女性の社会参加の進展がうかがえます。



**■女性の年齢別就業率 (%)**

		15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上
南国市	平成12年(2000年)	11.5	64.5	67.1	64.6	69.9	76.4	75.7	70.1	64.6	45.1	31.5	22.6	13.5	6.1	1.7
	平成17年(2005年)	11.2	57.8	68.4	66.8	70.4	75.8	78.8	73.1	65.2	44.5	34.0	23.5	14.8	8.0	2.5
高知県	平成17年(2005年)	11.3	58.2	68.4	67.1	68.8	74.1	76.0	71.2	63.3	43.6	30.9	21.2	13.7	7.1	2.7

資料：平成17年(2005年)国勢調査

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 【1】南国市男女共同参画推進計画の基本理念

本市では、平成19年（2007年）3月に策定した「第3次南国市総合計画～市民と築くなんこく協働プラン～」を、まちづくりに取り組むための総合的な指針として掲げています。その中で「市民と築く地域協働のまちづくり」という基本施策において「男女共同参画社会づくりの推進」を目指しています。

本計画は「第3次南国市総合計画」における男女共同参画に係る「部門計画」の役割を担うとともに、本市の主要推進施策のひとつとして位置付けられます。

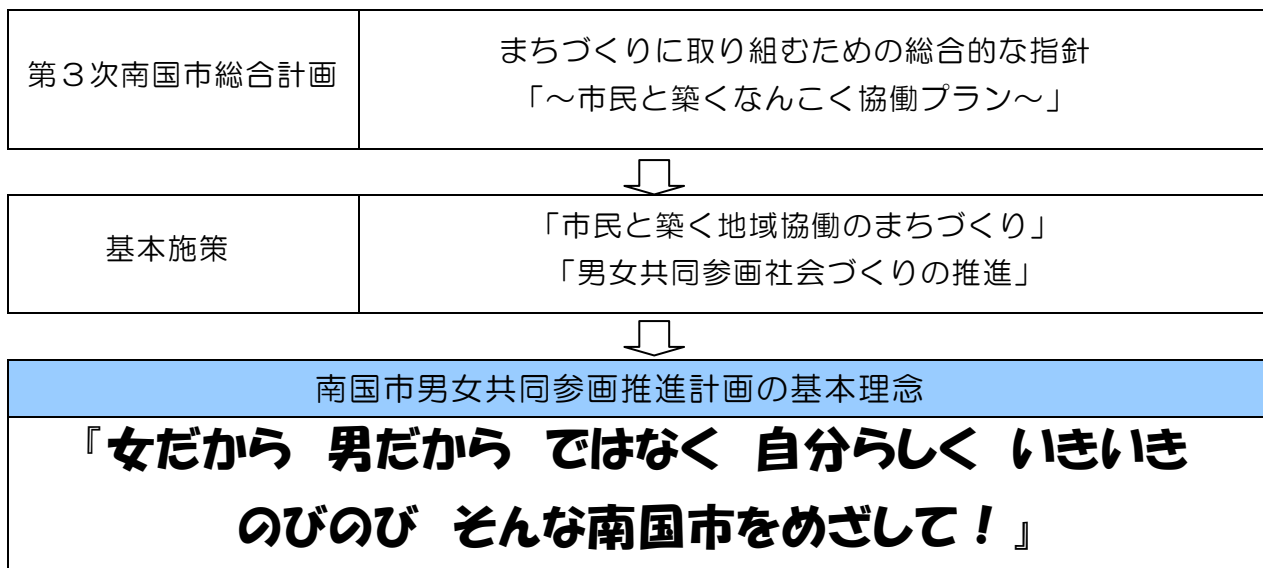
今後も引き続き、国の主要施策でもある、政策・方針決定過程における女性委員の割合を高めることや、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、女性に対するあらゆる暴力の根絶等、様々な課題に向けて取り組む必要があります。

さらに、近年、経済情勢の変化や価値観の多様化等、女性を取り巻く社会生活環境が大きく変化しているほか、災害対策に関する新たな課題や国民の意識変化など、これまでの考え方だけでは対応できない問題も見え始めています。

全ての市民が安心して暮らすことができる、真に豊かなまちづくりを推進するためには、女性の安全・安心を確保し、地位向上や積極的な社会参加の促進によって、労働力を増やすとともに、男女がともに支え合い、尊敬し合いながら、いきいきと暮らせる社会を築いていくことが必要です。

平成14年（2002年）に策定した「なんこく男女共生かがやきプラン」においては、その基本理念を「女だから 男だから ではなく 自分らしく いきいき のびのび そんな南国市をめざして！」と設定し、様々な取り組みを推進してきました。

本計画は、国、県、及びこれまでの本市での取り組みの視点や考え方を、より一層充実・向上するとともに、家庭、地域、行政の協働により、全ての男女が心豊かにいきいきと、安心して暮らせるまちづくりの実現を目指し、前プランの基本理念を踏襲します。



## 【2】南国市男女共同参画推進計画の目指す取り組み方向

### 1. 男女の平等意識を醸成し、それぞれの能力や個性を発揮できる社会づくり

アンケート調査結果によると、教育の場や法制面では男女平等の考え方が浸透してきているものの、家庭や職場、日常的な慣習などにおける男女平等意識は、おおむね男性優遇という回答が多く、平等になっていると感じている割合は「社会全体」では2割程度にとどまっています。

女性の社会進出が進んでいるものの、平等という観点からみると、依然として男性が優遇されている状況が多く、家庭や職場、慣習などでその傾向が強いことは、日常的に意識しないところで男女の差を設けてしまっていると考えられます。

意識の部分から男女平等を根付かせることが重要であり、男女の不平等感が女性の社会への参画の妨げとならないように、社会のあらゆる場面における男女の地位の平等意識の浸透を図り、女性も男性もともに責任を分かち合い、社会の対等な構成員としてその能力や個性を発揮できる社会の実現を目指します。

### 2. 誰もが生きがいや充実感を持って仕事と家庭、地域生活を両立できる社会づくり

価値観の多様化や経済的な事情、就労構造の変化などにより、女性の社会進出は全国的にも進んでいます。

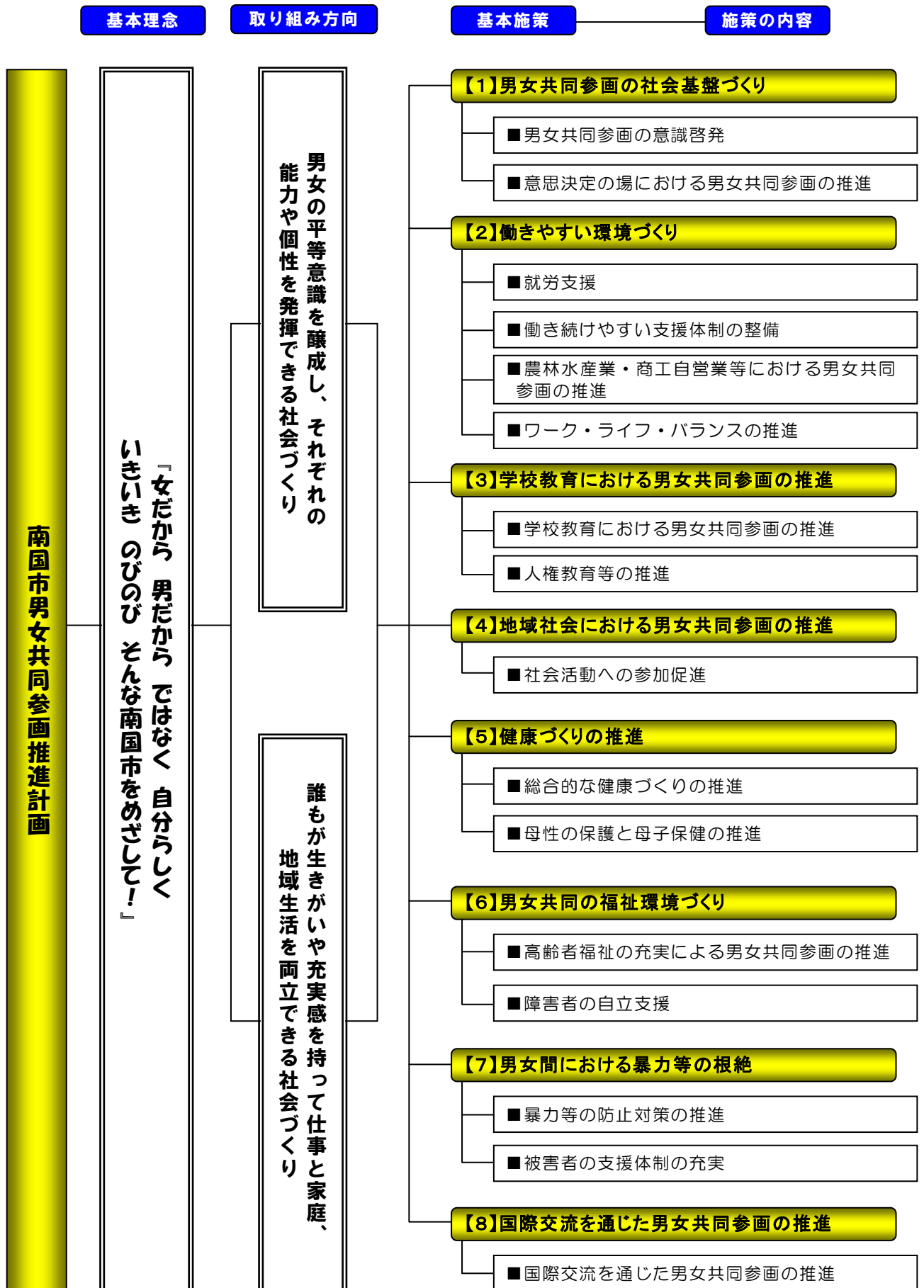
一方、本市の女性も、フルタイムで働いている方や、パート・アルバイトなど家事をしながら働いている方など様々ですが、経済の低迷により、男性にとっても女性にとっても雇用環境は厳しく、希望する職種に就くことが困難な状況も少なくありません。

同時に、核家族化の進行などに伴い、子育てや介護などの家庭生活と仕事を両立させるための社会的支援の重要性も増しています。これは本市のみならず、全国的な傾向でもあり、国ではワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策を推進しています。

また、特に最近では「防災」や「安全な暮らし」への関心は高まっており、高齢者や子どもなどとともに、女性の安全の確保も重要な課題となっています。市民が協力し合い、性別や年齢に関係なく、互いが支え合い、助け合いながら、協働で安心できる地域づくりを推進していくことが求められます。

あらゆる分野への女性の参画を促進し、全ての市民が安心して、仕事と家庭、地域生活を両立していけるよう、市、関係機関、市民が協力・連携しながら支援するシステムづくりを目指していきます。

### 【3】施策の体系



## 第4章 施策・事業の展開

### 【1】男女共同参画の社会基盤づくり

#### 1. 男女共同参画の意識啓発

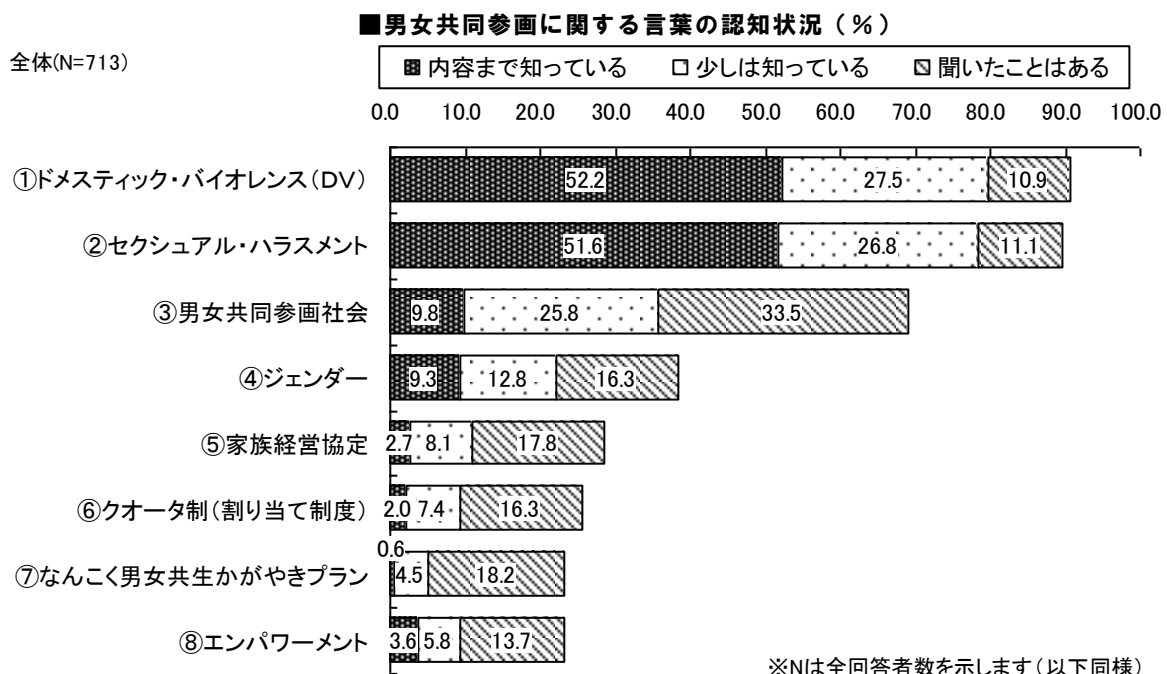
##### ◇現状と課題◇

全ての人の人権を尊重することが基本であり、男女間においても、男女共同参画の視点に立った法律や制度の整備が進むと同時に、男女平等や女性の地位向上に対する意識は高まってきています。

しかし、固定的な性別役割分担意識も依然として根強く残っており、生活習慣等を通して無意識に継承され、男女の能力発揮や選択の自由を阻害する要因となっている可能性があります。

男女が互いに認め合い、尊敬し合いながら、男女共同参画社会を実現することが求められており、日常的な意識啓発が必要です。

一方、本市が平成22年5月に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」と表記)における「言葉に対する認知状況」では、男女共同参画に関する認知は必ずしも高いとは言えない状況です。「ドメスティック・バイオレンス(DV)※<sup>1</sup>」や「セクシュアル・ハラスメント※<sup>2</sup>」などの認知度は高いものの「男女共同参画社会」や「エンパワーメント※<sup>3</sup>」「なんこく男女共生かがやきプラン」「クオータ制(割り当て制度)※<sup>4</sup>」「家族経営協定※<sup>5</sup>」「ジェンダー」などの認知度は相対的に低く、さらなる認知度向上のための取り組みの充実が必要といえます。



※1 ドメスティック・バイオレンス(DV)／配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力・虐待のこと。

※2 セクシュアル・ハラスメント／相手の意に反した不快な性的言動のこと。

※3 エンパワーメント／「力をつけること」の意味。具体的には、自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的および文化的に力を持った存在になることを意味する。

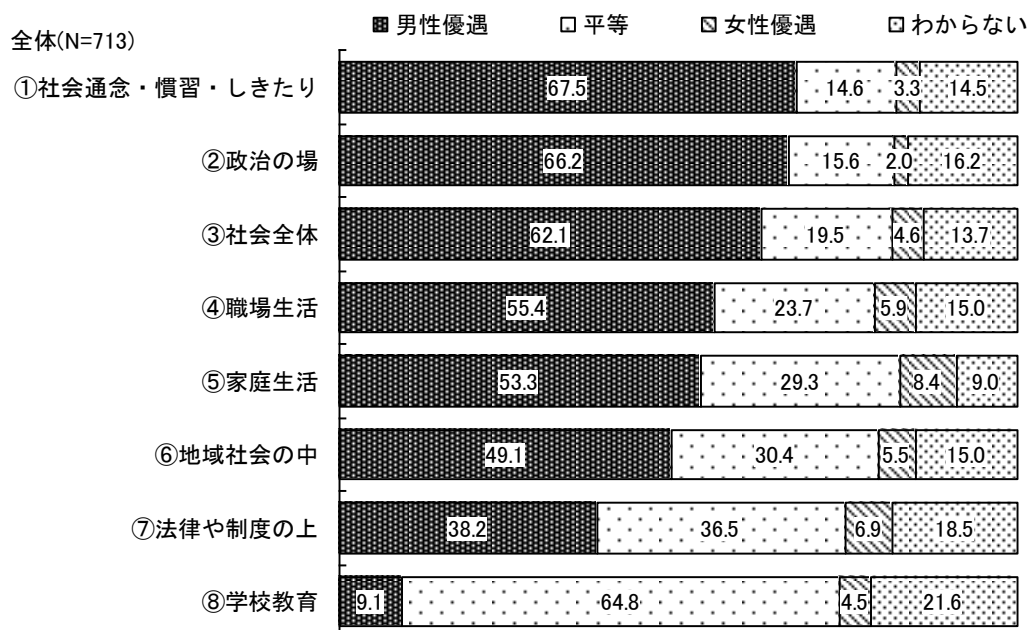
※4 クオータ制／性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる方法(割り当て制度)

※5 家族経営協定／家族で農業経営にたずさわる場合に、経営方針や役割分担、就業条件などについて、家族間話し合いに基づき取り決めるもの。

また、男女の地位の平等意識についての設問では、「学校教育」においては男女平等感が浸透しつつあるものの、「社会通念・慣習・しきたり」「政治の場」「社会全体」などでは、依然として男性優位の意識が根強く、男女雇用機会均等法などが施行されても、実際にはその意義等が十分に浸透していない状況がうかがわれます。

地域社会や家庭、学校など、様々な場での意識啓発を充実させることが重要です。

■男女の地位の平等意識（％）



※「男性優遇」→「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計  
 「女性優遇」→「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計  
 「わからない」には「無回答」を含みます。

◇取り組みの方向◇

男女共同参画に関して、多くの市民が男女共同参画についての理解を深め、日常生活において実践できるよう、さらなる普及啓発を強化します。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
男女共同参画社会実現に向けた意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■あらゆる機会をとらえて、男女共同参画に関する啓発に努めます。</li> <li>■学校・家庭・地域・職場の各分野において、男女共同参画社会づくりを推進するための啓発活動を推進します。</li> </ul>	生涯学習課 総務課

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
男女共同参画に関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■家事・育児・介護等を男女ともに、家族で分担し、協力し合う意識の醸成を図るため、男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する学習機会の一層の充実に努めます。</li> <li>■料理や育児、介護等の知識・技術の向上を図るための各種講座に男性の参加を呼びかけるとともに、男性が参加しやすいよう工夫に努めます。</li> </ul>	生涯学習課
職員意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民のリーダーとなるべき職員に対する研修を進めます。</li> </ul>	生涯学習課 総務課

## 2. 意思決定の場における男女共同参画の推進

### ◇現状と課題◇

本市では、平成23年（2011年）4月現在、地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況は23.8%で、未だ十分とは言えません。

女性の社会参画には今後ますます重要な役割が期待されており、女性の能力を十分に発揮させるためには、政策・方針決定の場、地域づくり、職場、団体などにおいて、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない姿勢で参画できる環境を整えていく必要があります。

そのためには、まず、行政が率先して取り組むことが重要であり、そこから地域や団体・事業所等にも広めていく必要があります。

### ◇取り組みの方向◇

審議会等への女性委員の登用促進をはじめ、男女があらゆる分野において、対等な立場で責任を持って能力を発揮できるような男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進します。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
政策・方針決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各種委員・審議会委員等へのクォータ制導入を推進します。</li> <li>■女性のエンパワメントを高め、政治参画しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>	各所管課
団体・組織等への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■民間企業、団体等における女性の管理職・役員への登用促進や、採用面接者への女性の登用について、関係機関に対する啓発活動を推進します。</li> <li>■女性の登用に関する調査の実施と情報の提供に努めます。</li> <li>■防災計画や防災マニュアルなどにおいて、男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興体制を推進します。</li> </ul>	商工観光課 生涯学習課 危機管理課



## 【2】働きやすい環境づくり

### 1. 就労支援

#### ◇現状と課題◇

就業形態については、特に女性の場合、フルタイムで働いている人やパート・アルバイトなど家事の傍ら仕事をしているなど多様化が進んでいますが、昨今の厳しい経済・社会環境の中で、女性の就業の困難さが一層懸念されます。

日本では正規雇用者の求人的大部分が新卒者に対してなされ、中途採用は限られています。このため、家事・子育てや介護のため、あるいは配偶者の転勤等により専業主婦であった女性が、子育てが一段落したり、経済環境等の悪化により正規の職を求めたり、もしくは元の職への復帰を求めたとしても、専門的資格等を有する一部の職種以外では、正規職に就いたり元の職に復帰することは非常に困難となっています。

一方、男性においても厳しい経済環境により、不安定な雇用状況もみられることから、男女がともにいきいきと働く環境づくりが必要です。

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」が改正され、法整備は進んできましたが、現実には産休を取得できない職場も存在し、育児休業や介護休業についても、取得制度を整備していない企業が多く、育児休業や介護休業を取得できない人も多くいます。こうした中で、男女の就労を支援するため、子育てや介護で就労を中断する人々を含めた環境の整備や能力開発、情報提供の重要性が高まっています。

#### ◇取り組みの方向◇

人口の減少と少子高齢化が進行する中、豊かで活力ある社会の形成や維持のためには女性の人材活用が欠かせないことから、関係機関と連携を図り、相談体制の充実や職業能力の開発をはじめ、就業を支援するとともに、再就職を希望する人に対する支援を充実します。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
雇用の場の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>■民間企業・団体等において、雇用や配置・登用などが男女均等となるよう、関係機関に対する啓発活動に努めます。</li><li>■職場における男女の均等な機会と待遇の確保対策や、賃金・昇進・配置等における男女間格差などの課題解決に積極的に取り組んでいる企業等を支援します。</li></ul>	生涯学習課 商工観光課
女性の職業能力開発への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>■女性の就業促進につながるように、県及び関係機関と連携し、資格取得など女性の職業能力の向上のための学習、研修機会の募集等の情報提供を行います。</li><li>■女性の潜在能力の開発・育成を図るセミナーや研修、講座、イベント等による情報提供を行います。</li></ul>	生涯学習課 商工観光課

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
女性の起業等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自らのアイデアや知識、経験を生かして起業したいと思う女性に対して、起業のための学習の場や情報の提供に努めます。</li> <li>■女性の能力の活用と地域活性化の観点から、新しいビジネスの設立を支援します。</li> </ul>	生涯学習課 商工観光課

## 2. 働き続けやすい支援体制の整備

### ◇現状と課題◇

職場において、雇用や賃金、仕事内容、教育・訓練等様々な面で男女格差は依然として存在しており、男性を中心とする雇用慣行により、出産や育児等で退職した女性の再就職、昇進や賃金等の面で差別が残り、女性の就業や再就職は依然として厳しい状況にあります。

国においては、仕事と家庭、地域生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを推進しており、男女がともに仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活など多様な生き方を選択することで、やりがいと充実感のある生活を送ることを支援することが求められます。

男女がともに社会のあらゆる経済活動に参画していくために、様々な観点から職場環境を整備していく必要があります。

### ◇取り組みの方向◇

職場における男女平等や理解促進のための啓発活動等を推進し、女性が結婚、妊娠しても働き続けられる環境整備に努めます。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
職場における男女平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■男女雇用機会均等法や労働関係法、各種指針等の一層の定着促進を図ります。</li> <li>■女性に対する職種・職域等の固定化をはじめとした男女の不平等な慣習・慣行等を是正するため、改善措置の普及啓発に努めます。</li> </ul>	生涯学習課 商工観光課
働きやすい職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■働きながら安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備していきます。</li> <li>■事業所等に対し、始業・終業時間の繰上げや繰下げ、短時間勤務等の働き方の柔軟化、及び残業の抑制・有給休暇の取得促進等による長時間労働の縮減、さらにはセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントなどを無くす取り組みの啓発に努めます。</li> <li>■職場において、男女共同参画に関する研修を行うよう働きかけ、働きやすい職場づくりを目指します。</li> </ul>	幼保支援課 商工観光課 生涯学習課

### 3. 農林水産業・商工自営業等における男女共同参画の推進

#### ◇現状と課題◇

農林水産業や商工自営業等においては、家族内で役割分担をしながら働いているケースが多いと考えられます。

そのため、働く場での固定的な性別役割分担意識や慣習が色濃く残っており、経営や運営の意思決定において女性への評価が不十分な場合も多いと考えられます。

女性が意欲を持って農林水産業や商工自営業等に従事し、女性の能力を経営等に活かすことで、地域経済への大きな貢献も見込まれます。

農林水産業や商工自営業等における、女性の積極的な経営参画は重要な課題と言えます。

#### ◇取り組みの方向◇

農林水産業、商工自営業等における女性従事者の重要性や、地域経済への貢献度について意識啓発を行うとともに、経営や意思決定に参画する機会が確保されるよう、啓発に努めます。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
農林水産業や商工自営業等での環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本市の家族経営協定締結数が増えるよう、経営改善の手段として推進していきます。</li> <li>■商工自営業等に従事する女性が経営や意思決定に参画しやすくなるよう、啓発に努めます。</li> </ul>	生涯学習課 商工観光課 農林水産課

#### ■家族経営協定締結数（南国市）

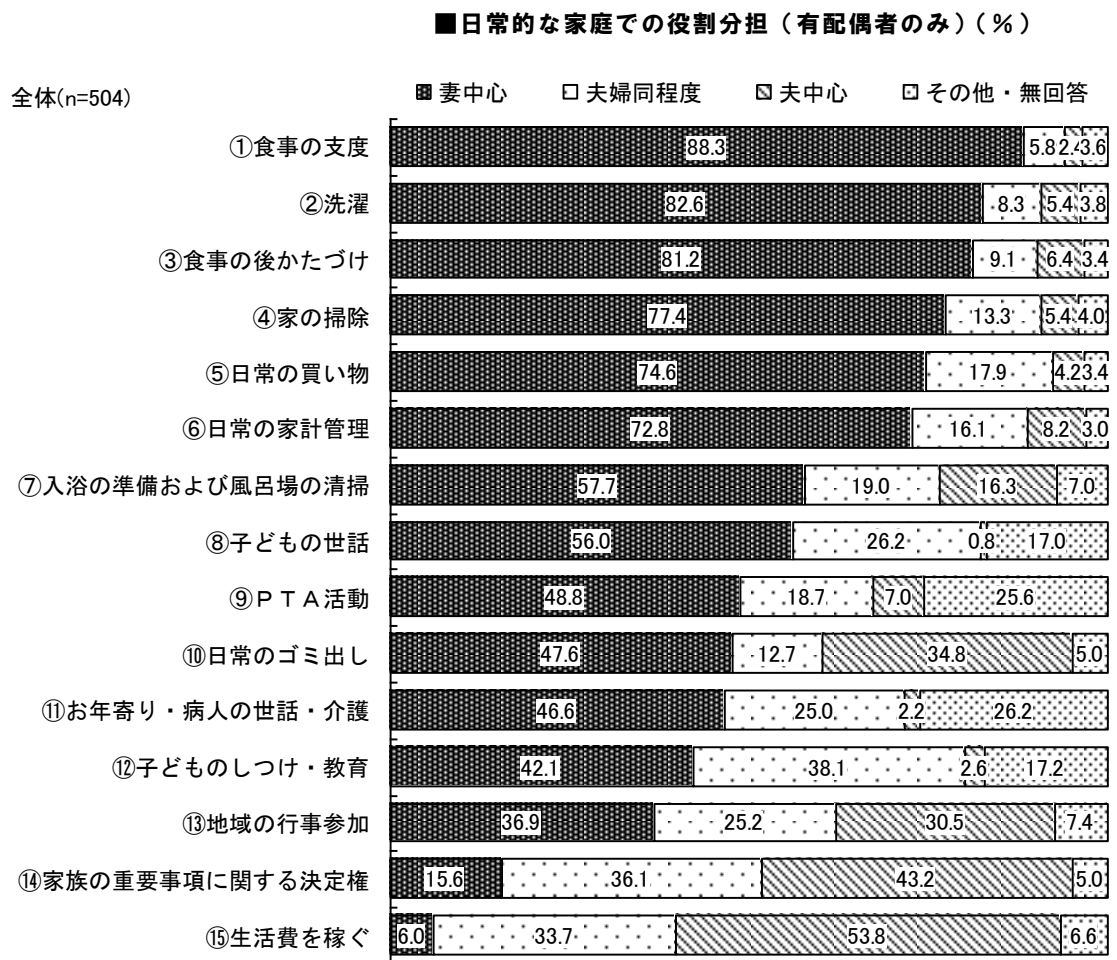
年 度	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)
年度別締結数	12 件	11 件	12 件	9 件
累 計	24 件	35 件	47 件	56 件

資料：中央東農業振興センター調査

## 4. ワーク・ライフ・バランスの推進

### ◇現状と課題◇

アンケート調査結果によると、日常的な家庭での役割分担について、多くの家庭では「家の掃除」や「洗濯」、「食事の支度」などの家事全般において、妻の役割が大きく、家事と子育てを妻が一手に担うことで負担が大きい状況がうかがえます。ただ、「子どものしつけ・教育」や「子どもの世話」には、夫がともに参加する傾向がうかがえます。



※「妻中心」→「主に妻」と「主に妻で一部夫」の合計、「夫中心」→「主に夫」と「主に夫で一部妻」の合計  
 ※nは有配偶者のみという「該当数を基数としている」ことを示します。

また、核家族化等により子育ての不安や悩みを抱える親も少なくないと考えられることから、地域全体で子育て支援の充実を図っていくことが求められます。

子育てに対する相談体制の強化や、働く女性が増加する中で、保育サービスの充実など子育て支援の推進が必要です。

安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも、また経済社会の持続可能な発展のためにも、就労時間の短縮、雇用管理における男女平等、能力開発、母性保護等の面で、事業所をはじめ関係機関が一体となって取り組むべき課題は多いといえます。

#### ◇取り組みの方向◇

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の普及、啓発に努めるとともに、子育て支援施策との連携も図りながら、事業所等への男女共同参画の理解促進を図り、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■仕事と家庭、地域生活の両立を図るワーク・ライフ・バランスの視点を、市の広報紙や市ホームページ等を活用して啓発します。</li> <li>■育児・介護休業制度の周知普及に努めます。</li> <li>■家事・育児・介護等を家族で分担し合えるよう意識の醸成に向けて、家庭生活に必要な知識・技術の向上を図るための講座への男性の参加促進などに努めます。</li> </ul>	生涯学習課
子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育所機能の充実を図るとともに、低年齢児保育の充実、延長保育、土曜日の保育時間延長、学童保育の推進など、様々な保育サービスの充実を図ります。</li> <li>■子育てについての不安や悩みに対して、女性の負担を軽減し、男女共同の子育てを促進するために相談・援助の充実に努めます。</li> </ul>	幼保支援課 保健福祉センター

### 【3】学校教育における男女共同参画の推進

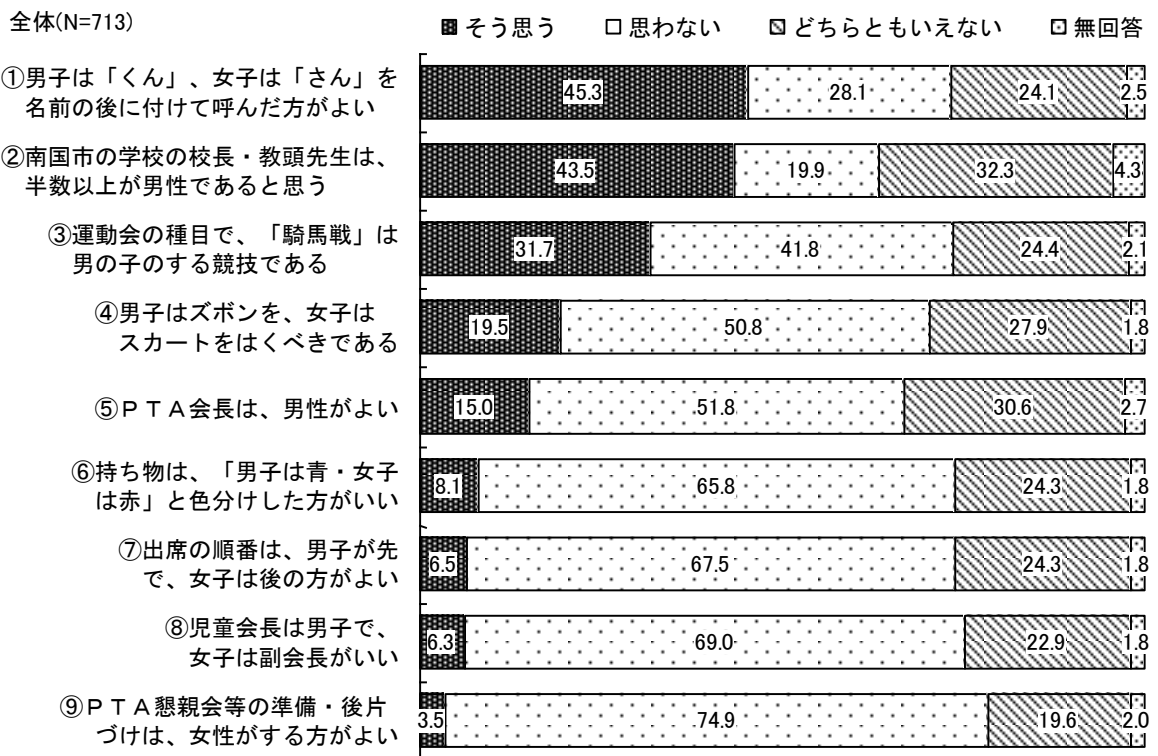
#### 1. 学校教育における男女共同参画の推進

##### ◇現状と課題◇

先にみたアンケート調査結果「男女の地位の平等意識」では（P.19 参照）、社会通念や職場などでは依然として「男性優遇」の意識が根強く残るものの、学校教育分野においては「平等」意識が高い結果となっています。しかし、男女間の固定的な性別役割分担意識は、長い時間をかけて人々の意識の中に植え付けられ、男女共同参画社会の実現の大きな阻害要因のひとつとなっています。

アンケート調査結果の学校教育に関する設問では、校長や教頭に男性が多いという認識や、男子には「くん」女子には「さん」を付けた方がよいといった回答に賛同する割合が高くなっています。一方で、PTA懇親会等の後片付け、児童会長や持ち物の色分け、男子が先の出席順番、といった項目では反対する割合のほうが高くなっています。学校教育分野においては「平等」意識が高い結果となっても、実際は様々な場面で改善すべき余地が残されていると考えられます。

■小・中・高等学校における考え方について（％）



また、アンケート調査結果における「男女共同参画に向けてしようと思うこと」では、「家庭では、家族みんなで家事・育児などの分担をする」や「『男らしく、女らしく』から、『その子らしく』子育てをする」についての回答が多くなっています。

幼少期から成長段階にあわせて、学校や家庭などでの様々な体験や学習を積み重ね、男女平等という意識を育んでいくことが大切です。そして、社会に出てからも、男女共同参画に関する認識が深められるような学習環境の充実を図っていく必要があります。

#### ◇取り組みの方向◇

年齢や性別にかかわらず、一人ひとりが個性ある人間として自分らしい生き方を選択できるように、学校における男女共同参画に関連する教育の充実を図ります。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
学びの場における男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■真に男女平等の学校づくりを目指します。そのために、学校内外での研修を通して、教職員の男女共同参画への意識を高めます。</li> <li>■学校における男女混合名簿などをはじめ、様々な場面で男女共同参画の認識が深まる学習環境の充実を目指します。</li> </ul>	学校教育課



## 2. 人権教育等の推進

### ◇現状と課題◇

女性は、妊娠や出産など、生涯を通じて、男性とは異なった女性特有の身体の変化等に直面します。

このため、性と生殖に関する健康と権利の考え方である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>※</sup>」の視点から、女性が自らの身体や健康について、学校教育の段階から、正しい知識や情報を基に判断し、健康を維持する力を身につけることを支援する必要があります。

### ◇取り組みの方向◇

女性と男性が、互いに性別による身体的特徴の違いについて理解を深めることができるよう、学校教育の段階から、適切な知識の啓発に努めます。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
幅広い人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校教育の中で、性教育をはじめ、様々な人権に関わる課題の解決に向け、あらゆる場での幅広い人権教育・啓発を推進します。</li> <li>■ メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力（メディア・リテラシー）の向上を図るため、関係機関等と連携して情報提供や啓発活動に努めます。</li> </ul>	学校教育課
教育の場における心と身体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校保健と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行うとともに、飲酒・喫煙・薬物等についての基礎知識の普及を図り、思春期の心と身体の健康づくりを推進します。</li> </ul>	学校教育課

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ /性と生殖に関する健康と権利。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康を保障する考え方であり、重要な人権のひとつとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。



## 【4】地域社会における男女共同参画の推進

### 1. 社会活動への参加促進

#### ◇現状と課題◇

地域社会における自治活動や公民館活動などでは、役職を男性が担っているケースが多くみられ、男性優遇の慣習が根強く残る分野のひとつであるといえます。

先にみたアンケート調査結果「男女の地位の平等意識」でも（P.19 参照）、「地域社会の中」では男性優遇意識が半数近くを占めます。「社会全体」では6割以上が男性優遇意識で、平等意識は2割程度となっています。

女性の視点やニーズを地域づくりにより一層反映し、地域の特性を踏まえながら、幅広い分野での女性の参画を促進しながら、地域活動の活性化を図っていく必要があります。

男女がともに地域活動に参加できるようにするためには、誰もが参加しやすい環境づくりを図っていくことが重要であり、身近な地域でのボランティア活動や子育て支援活動等、幅広い交流や学習等ができる場や機会の充実が必要です。

#### ◇取り組みの方向◇

女性の社会活動、地域活動への参画を促進するために、男女共同参画社会に関する地域レベルでの啓発や学習機会の提供、また女性団体等への支援など、地域住民の主體的な男女共同参画推進活動を支援します。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 地域活動の場に男女がともに参画できるよう意識啓発に努めます。</li><li>■ 自主防災組織・消防団などへの女性の参画促進に努めます。</li></ul>	生涯学習課 危機管理課 消防本部
女性団体・グループの活動支援	<ul style="list-style-type: none"><li>■ ボランティア活動など地域活動への男女共同参画を促進するよう、情報の収集・提供や意識の醸成に努めます。</li><li>■ 食育推進のための食育ボランティア活動に男性の参加を呼びかけます。</li></ul>	生涯学習課 保健福祉センター

## 【5】健康づくりの推進

### 1. 総合的な健康づくりの推進

#### ◇現状と課題◇

男女がそれぞれのライフスタイルや健康状況に応じて自らの健康を主体的に管理するために、性差に応じた健康に関する意識を高める取り組みが求められます。

心身の健康づくりに対して、関心を高め、自発的に取り組むために、男女がともに身近な場所で気軽に健診（検診）や相談を受けられるなど、生涯を通じて健康に生きるための支援を充実していくことが求められます。

#### ◇取り組みの方向◇

全ての市民が健康に暮らしていくために、各ライフステージに応じた健康の保持・増進に関する情報の提供や、適切な保健・医療サービスを推進します。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
健康教育・健診（検診）、相談支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>■各種健診（検診）を休日に開催するなど、健診（検診）を受けやすい体制を整備し、受診率の向上に努めます。</li><li>■子宮頸がん、乳がん、前立腺がんの検診など、性差に配慮した検診事業を実施します。</li><li>■介護予防事業の一環として、ねたきり予防や高齢者特有の疾病予防についての知識の普及に努めます。</li></ul>	保健福祉センター 市民課 長寿支援課

## 2. 母性の保護と母子保健の推進

### ◇現状と課題◇

生涯を通じた健康は人々の共通の願いですが、とりわけ女性は男性とは異なり妊娠、出産を経験する場合があります。また、思春期、更年期等のライフステージごとに心身の状況や生活の変化も大きいことから健康づくりには十分に留意する必要があります。

特に、妊娠・出産期の女性に対しては、母体保護の充実のための保健医療対策を推進していく必要があります。

### ◇取り組みの方向◇

女性はライフステージを通じて妊娠、出産という男性と異なる健康上の節目に直面することに配慮して、健康の保持・増進を支援する取り組みを充実します。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
母性の保護と母子保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 母親が安心・安全に妊娠期間を過ごせるように、母子健康手帳交付の際に保健師や助産師が個別面接を実施します。また、マタニティー教室の実施や訪問、電話相談等により、安全で安心な出産ができるよう、妊婦及び家族へのサポートを行っていきます。</li> <li>■ 社会の中で母親が孤立して育児をすることがないように、母子保健推進員等が訪問し、乳幼児健診の受診や子育て支援センターへの参加を勧め、家族・地域全体で子育てできる環境づくりに努めていきます。</li> </ul>	保健福祉センター
女性の健康問題についての意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市広報紙に、健康相談や健康に関する記事を掲載するなど、健康づくりについての知識の普及啓発に努めます。</li> <li>■ 健康に関する相談体制の充実を図るとともに、周知に努めます。</li> </ul>	保健福祉センター

## 【6】男女共同の福祉環境づくり

### 1. 高齢者福祉の充実による男女共同参画の推進

#### ◇現状と課題◇

本市では、およそ4人に1人が高齢者という割合になっており、近年は増加傾向を示しています。今後、介護や高齢者福祉施策はますます重要になってくると考えられます。

アンケート調査結果では、「家族介護の状況」について、「介護の必要な方がいない」が7割近くを占めるものの、今後介護需要は増加することが予想されることから、介護も男女がともに担うことの啓発や介護知識の普及を図るとともに、介護休暇（介護休業）の活用を促進していくことも必要です。

また、高齢者保健福祉サービス等の充実、介護保険制度の円滑な運営など、多様化・増加する市民のニーズに対応していくには、行政のみならず、市民の参画が必要であり、地域社会が一体となって取り組んでいくことが大切です。

#### ◇取り組みの方向◇

介護者等の負担軽減が図れるよう、関係機関と連携した支援体制の充実に努めます。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
介護休業等の取得促進	■男女がともに介護休暇等がとれるよう、事業所等へ呼びかけるなど啓発を推進します。	生涯学習課 商工観光課
高齢者等介護を取り巻く環境整備	■介護保険等を活用して、男女ともに介護の負担を軽減できるよう努めます。 ■介護、医療、住まいなどが適切に提供され、住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられるような地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。	長寿支援課

## 2. 障害者の自立支援

### ◇現状と課題◇

障害者についても、障害者自身の高齢化の問題や、一人暮らしになった場合の生活上の不安があります。また、障害者が女性であった場合には、障害者が男性の場合より収入が少ない場合が多く、経済的に不安定な状況におかれています。家族の介護についても、介護者が女性となる場合が多いために、男性障害者を家庭で介護するより、女性障害者を家庭で介護する場合に介護の担い手が少なく、施設入所を選択することが多くなる傾向にあります。

障害者の様々な悩みや不安を軽減していくため、高齢者と同様に福祉サービスや自立支援など、地域での生活を支援していく必要があります。

### ◇取り組みの方向◇

障害者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制の充実に努めます。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
障害者の自立支援	■障害者の自立支援を目的とした施策の推進を図ります。特に、障害のある女性については、男性の場合に比べ社会との接点が少なく、身体的・経済的・精神的に困難な状況におかれることが多いことに留意しながら支援します。	福祉事務所

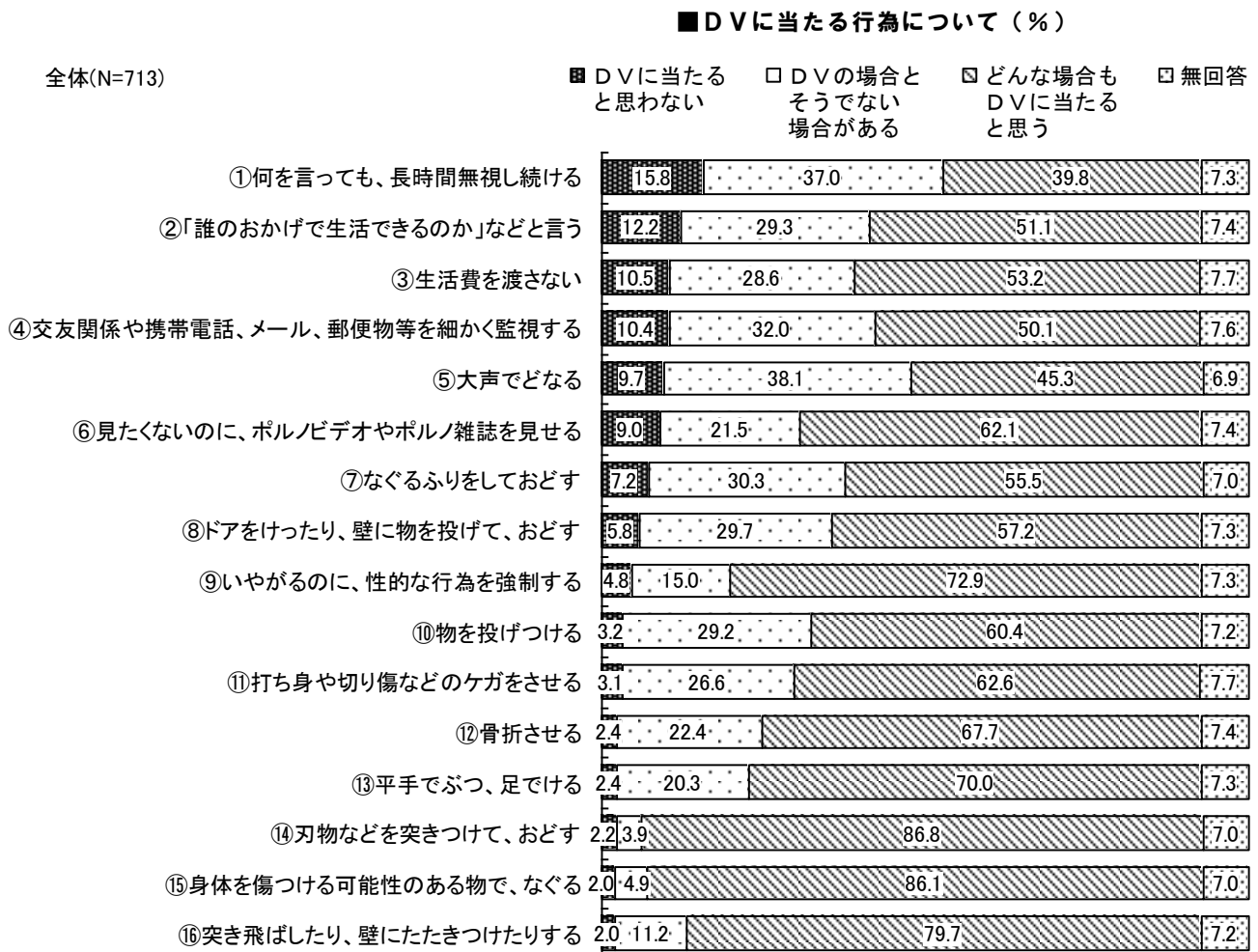
## 【7】男女間における暴力等の根絶

### 1. 暴力等の防止対策の推進

#### ◇現状と課題◇

ドメスティック・バイオレンス（DV）や恋人同士などの間で発生するデートDVなど、配偶者やパートナーからの暴力が社会問題化しています。これらの行為は、重大な人権侵害であると同時に、犯罪となる行為も含み、男女共同参画社会の形成を目指す上でも、根絶すべき重要な課題です。

アンケート調査結果によると、「DVやセクシャル・ハラスメントに当たる行為」について、目に見える明らかな行為については「DVに当たると思う」という肯定派が多いものの、目に見えない行為や言動などでは評価が分かれるものも多く、男女や、人によっては感じ方に差があることから、よりきめ細かい対応が求められていると言えます。



### ◇取り組みの方向◇

ドメスティック・バイオレンス（DV）やデートDV、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力を「認めない、認めさせない」社会を形成していくために、あらゆる機会を通じて暴力根絶のための意識づくりに努めます。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
暴力を根絶するための基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ドメスティック・バイオレンス（DV）について正しく理解し、「暴力は犯罪である」との認識を深めるため、市広報紙等により啓発活動を行い、潜在的な被害者が安心して相談できる環境づくりに努めます。</li> </ul>	総務課 生涯学習課
セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■セクシュアル・ハラスメントの相談窓口を設置するよう努めます。</li> <li>■職場内講師の養成と研修を実施していきます。</li> </ul>	総務課 生涯学習課

## 2. 被害者の支援体制の充実

### ◇現状と課題◇

身体的のみならず言葉や経済的な圧迫による精神的暴力など、暴力の内容は様々であり、家庭内や個人間で問題が生じることから、被害が潜在化してしまうおそれもあります。またDV家庭では、児童虐待や高齢者虐待も懸念されます。

被害者の人権や安全を守り救済するために、関係機関の連携を強化し、相談窓口の充実や暴力根絶に関する啓発活動を充実することが必要です。

### ◇取り組みの方向◇

DV被害者等に対する支援体制の充実に努めます。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広報や市の催し等を活用し、DVに関することや相談窓口の電話番号を記載したチラシ等を配布します。相談窓口においては、プライバシーを配慮しながら適切かつ迅速な対応に努めます。</li> </ul>	総務課 生涯学習課
自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■DV被害者の自立に向けて、関係各課、関係機関と情報を共有し連携をとりながら、各種利用できる制度等、手続きの支援に努めます。</li> </ul>	各所管課

## 【 8 】 国際交流を通じた男女共同参画の推進

### 1. 国際交流を通じた男女共同参画の推進

#### ◇現状と課題◇

男女共同参画社会の実現については、一般に、女性の要職や管理職比率などの面から、日本は他の先進諸国と比較して立ち遅れていると言われてしています。

今後は、国際交流などを通して、世界の女性を取り巻く現状や課題を把握し、先進的な解決の方向性について情報を収集することが重要であり、外国人との相互理解を深めることで、狭い視野での固定的な男女の概念や慣習を改める機会となることが期待されます。

特に本市には大学も立地しており、広域交通のネットワークも比較的充実していることから、国際交流を推進しやすい環境にあると言えます。

国際社会に通じる人材を育成するためにも、世界に開かれた南国市を目指し、新たな価値観を築いていくことが重要といえます。

#### ◇取り組みの方向◇

女性問題は世界共通の課題であることから、国際理解の醸成を図るため、交流活動や国際理解を促す学習機会の充実に努めます。男女共同参画の国際的な視点を取り入れた魅力あるまちづくりを推進します。

施策・事業名	取り組み内容	主な担当課
国際交流・協力の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>■世界の女性を取り巻く現状や課題など、男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。</li><li>■魅力ある国際的なまちづくりを推進するため、男女共同参画の視点を積極的に取り入れます。</li><li>■外国語講座・日本語講座・異文化体験研修など、国際交流活動を通じて、男女間・人種間の現状や課題などの異文化を理解し、世界に開かれた社会づくりを目指します。</li></ul>	企画課 生涯学習課



## 第5章 数値目標の設定

### 【1】庁内職員や審議会等において

#### 1. 課長級職員

	総数	うち女性職員数	女性の割合	うち一般行政職の職員数		
				総数	うち女性	女性割合
平成23年4月現在	27人	6人	22.2%	22人	6人	27.3%
平成28年4月目標	—	—	25%以上	—	—	30%以上

#### 2. 審議会等における女性委員

	※1 行政委員会委員数			※2 審議会等委員数		
	総数	うち女性	女性割合	総数	うち女性	女性割合
平成23年4月現在	45人	3人	6.7%	592人	141人	23.8%
平成28年4月目標	—	—	20%以上	—	—	30%以上

※1 地方自治法第180条の5に基づくもの

※2 地方自治法第202条の3に基づくもの

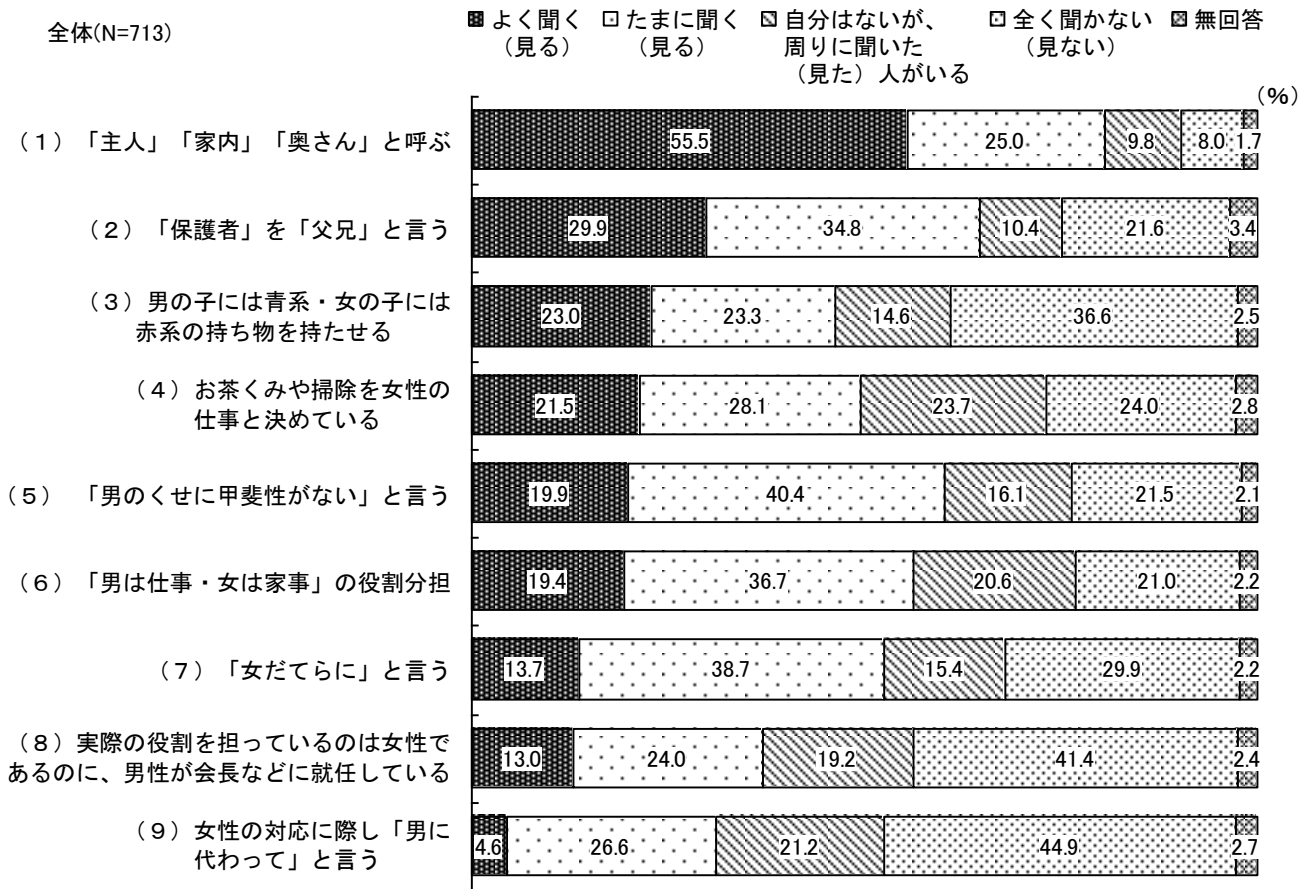
#### 3. 議会における女性議員

	議会議員数		
	総数	うち女性	女性割合
平成23年4月現在	19人	4人	21.1%
平成28年4月目標	—	—	25%以上

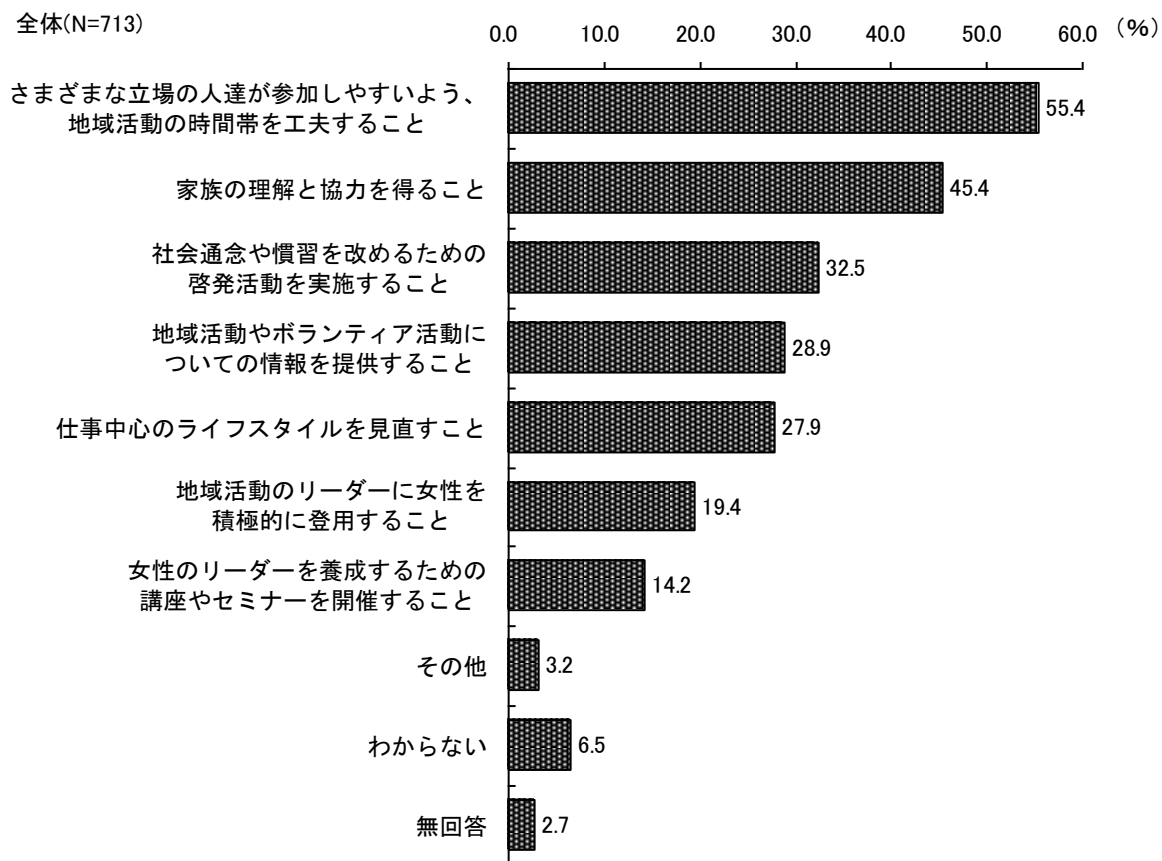
# 資料編

## 【1】男女共同参画に関するアンケート調査結果（抜粋）

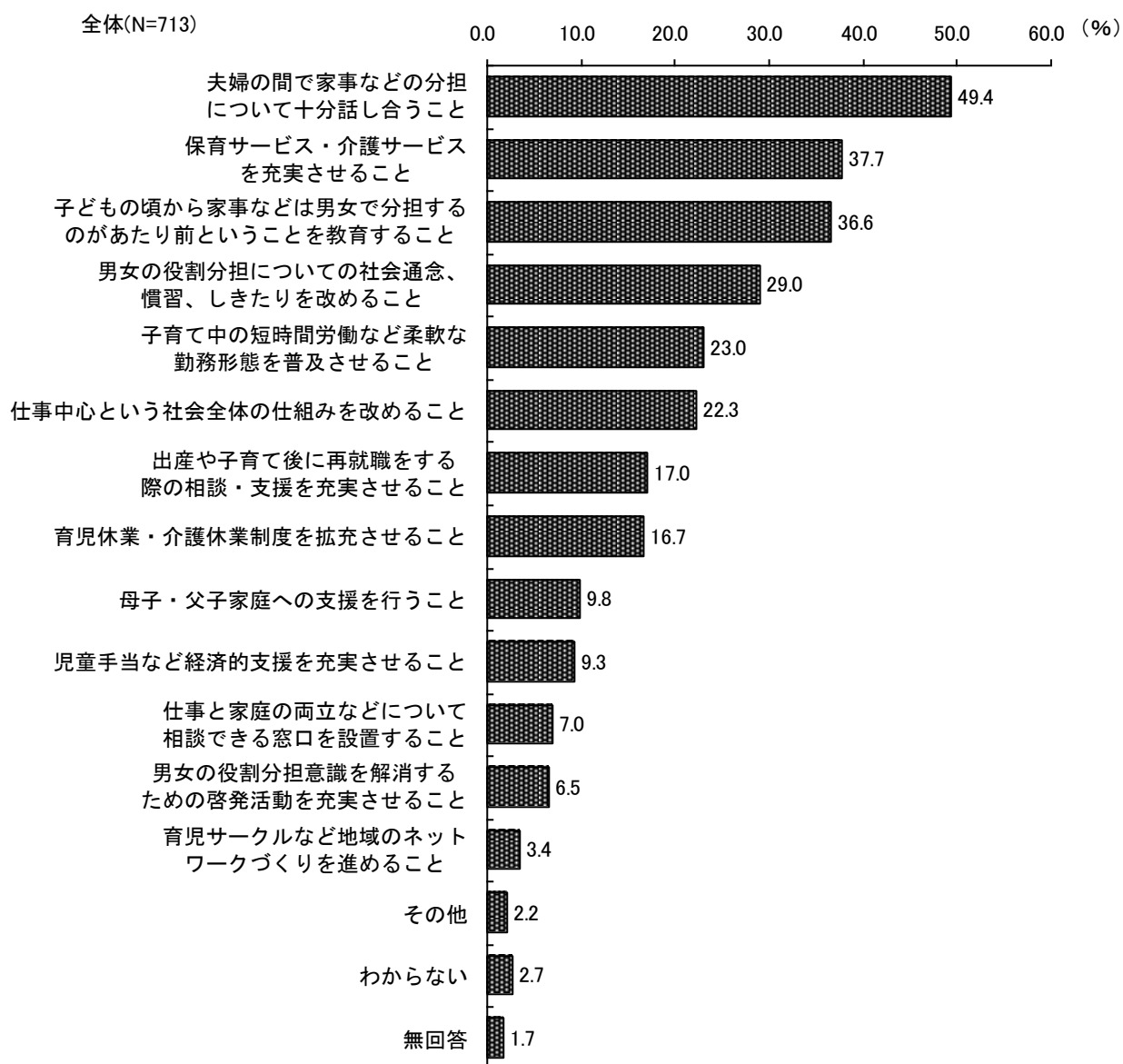
問3. あなたの周りでは、次あげることを聞いたり、見たりすることがありますか。  
（○は項目ごとに1つ）



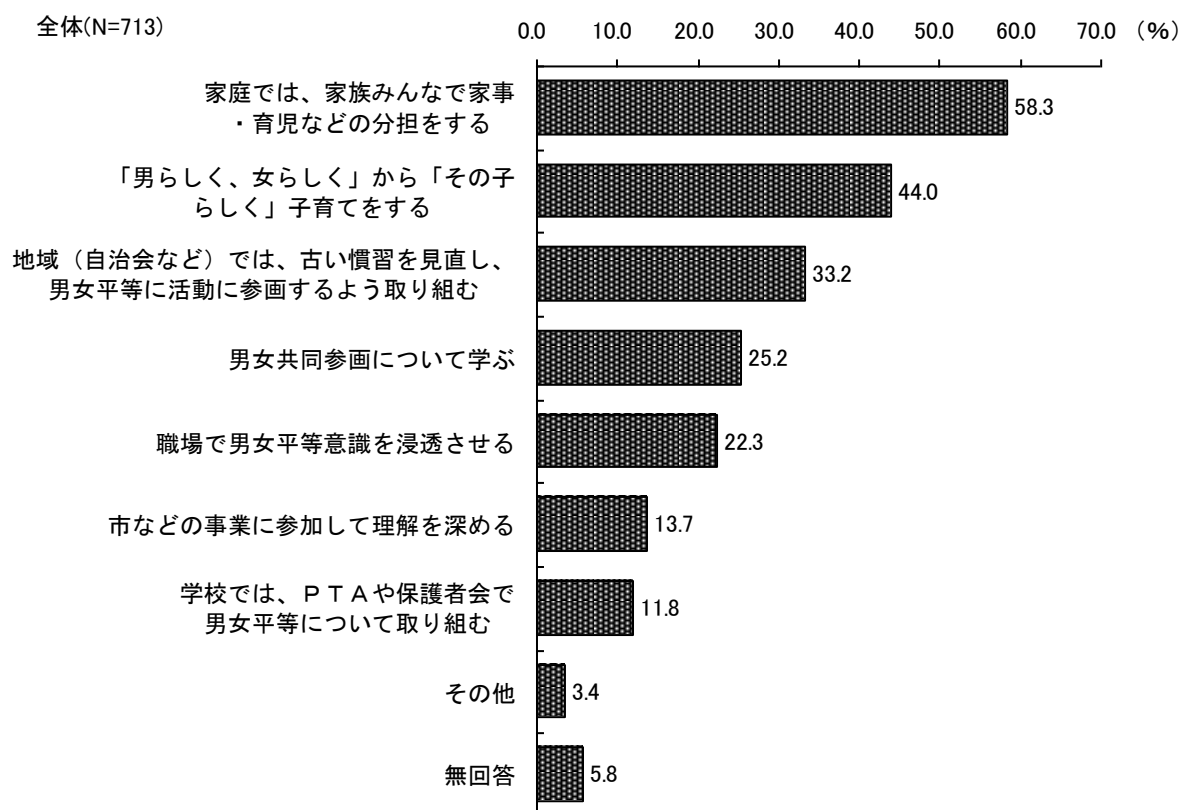
問13. 地域社会において、男女共同参画を積極的に進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



問14. あなたは、男女が共に仕事と家庭を両立させていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



問15. 男女共同参画は、私たち一人ひとりの身近な課題です。まず自分にできることから始めることが大切ですが、あなたは、何をしようと思いますか。  
(〇はいくつでも)



問16. 男女共同参画に関して、ご意見・ご感想や市への要望などがございましたら、ご自由にご記入ください。(抜粋)

### 20 歳代

- 男女が平等であるということは、男らしさ、女らしさを認めてお互いが助け合った社会を形成することだと思う。(女性、20 歳代)
- 男女共同参画の意識は、浸透しつつあると思います。(男性、20 歳代)
- 刑法上の差別、特に痴漢冤罪が問題。「女性であるから」「かよわいから」という立場で女性優位の法解釈がなされるのは、男性に対する差別ではないだろうか。(男性、20 歳代)
- 今、1 歳の子どもを育てています。子どもが生まれるまでは、男女共同参画のことを考えることはありませんでした。育休後、仕事に復帰してはじめて周りのサポートがないと働けないと実感しています。(女性、20 歳代)
- 共働きが増えている中で、男性も家事や育児に携わっているようだが、やはり女性の方が負担が大きいと思う。(女性、20 歳代)
- 女性の地位向上や能力開発の講習や研修があるが、「女性は男性に比べて劣っている」という思い込みが感じられます。もっと自然に男女平等にならないものでしょうか。(女性、20 歳代)

### 30 歳代

- 我が家では、育児はそこそこ協力してもらっています。男性は、家事・育児は基本的に女性がするものという意識があるように思えます。3 割程度の協力には応じるが、5 割程度を要求すると機嫌が悪くなるようです。(女性、30 歳代)
- 私は女性の多い職場におります。育児休暇等会社の福祉厚生は充実しています。男女共同参画を早い段階から教育をした方がよいと思います。(男性、30 歳代)
- 男女共同参画とは「男女が全く同じことをする」とは違うと思います。男性に向かない仕事、女性に向かない仕事があるのが当然です。多種多様な人間関係を受け入れられる寛容な社会を目指すべきだと思います。(女性、30 歳代)
- 社会の中で、男女の差があることを実感しています。夫の職場では、育児休暇はもちろん、子どもの行事に参加するために休暇願を出しても理解してもらえませんでした。(女性、30 歳代)
- 家事、育児は分担するのではなく、できる方がするべきだと思います。女性の良いところ、男性の良いところを大切にしていきたいです。(女性、30 歳代)
- 男女平等は、子どもの時から教える必要がある。しかし、男女平等だからといって職場で頑張りすぎる女性を見かける。体や心、感情までが同じ(平等)ではないということも知る必要がある。(男性、30 歳代)

## 40 歳代

- 「男らしく、女らしく」をもっと深く考えなおすべきではないでしょうか。私は男ですが、女性はものすごくすぐれていると思います。特に、子育てや介護については、人を包み込んでくれる温かさを感じます。母性本能だと思います。(男性、40 歳代)
- 男女の特性を全く無視して、男女平等などはありえません。行き過ぎた平等ではなく、バランスのとれた男女共同参画を期待します。(女性、40 歳代)
- 男女共同参画というが、職場の給与面では、まだまだ男女差があるのが現実である。(男性、40 歳代)

## 50 歳代

- 男女共同参画て何？今まで、聞いたことがありません。(性別不明、50 歳代)
- 以前よりも、男女共同参画の意識が高まったように思えますが、男女の意識は変えづらいものがあります。子どもの時からの教育が大事だと思います。(男性、50 歳代)
- 男性は、仕事が忙しく家事を手伝うことは難しいと思います。我が家は、自営業で、365 日仕事中心で夫婦生活をしています。結局、家事は私がやらなくてははいけません。元気で働けることが幸せだと実感しています。(女性、50 歳代)

## 60 歳代

- 各地域で意識を持ってもらうように、いろいろな集会を開いてほしい。(男性、60 歳代)
- 男女平等などという思想が社会をおかしくしている。なんでも平等というから少子化や荒れた社会ができたと思う。個人々が思いやりや助け合い精神があれば、男女共同参画などということもない。(女性、60 歳代)
- すべての職種に男女平等は難しいと思う。例えば、重量物を扱う仕事に女性は不向きである。深夜の仕事も同様である。(男性、60 歳代)

## 70 歳以上

- 私たち高齢者には考えさせられる問題です。若いころから、男女共同参画のことは大いに関心がありました。しかし、女の思う通りにはなりません。現在は、徐々に浸透しつつあるようです。(女性、70 歳以上)
- 男女共同参画が図れるように行政として市民参加を啓発する施策が必要。(男性、70 歳以上)
- 男女共同参画社会の基本理念等は、浸透しつつあると思う。今後、広報等を通じて啓発活動が必要であろう。(性別不明、70 歳以上)
- 男女平等を強調することは大切なことですが、子どもが幼いころは女性が中心なって子育てをすることが理想だと思います。(性別不明、70 歳以上)

## 【2】南国市男女共同参画推進委員会 委員名簿

構成区分	所 属	氏 名	役 職
学識経験者 (2名)	高知工業高等専門学校 総合科学科 教授	いけや えりこ 池谷 江理子	委員長
	(財)高知県人権啓発センター 研修啓発課長	よしもと ちふみ 吉本 千史	
団体代表 (5名)	南国市農業協同組合 女性部長	たかはし さちこ 高橋 幸子	
	南国市商工会 女性部長	しらやま さなえ 白山 早苗	
	南国市地域包括支援センター 所長	なかむら さぢ 中村 さぢ	
	南国市連合婦人会 会長	はぎの あきこ 萩野 昭子	
	人権擁護委員	さわむら まさひこ 澤村 正彦	副委員長
市民代表 (4名)		なかた よしこ 中田 欣子	
		なかの きよこ 中野 聖子	
		のむら とよこ 野村 豊子	
		たしま よしこ 田島 徳子	
学校現場 (1名)	長岡小学校校長	やまもと じゅんいち 山本 淳一	
市職員 (8名)	総務課 課長補佐兼総務係長	しまもと かえ 島本 佳枝	
	総務課 職員係長	なかむら しゅんいち 中村 俊一	
	企画課 課長補佐兼企画調整係長	なかじま あきら 中島 章	
	長寿支援課 介護保険係長	ふるた のぶあき 古田 修章	
	保健福祉センター 地域保健係長	いらい さちよ 岩井 幸代	
	商工観光課 課長補佐兼商工観光係長	わかえだ みのる 若枝 実	
	福祉事務所 次長兼社会係長	たのうち りか 田内 理香	
学校教育課 学校教育指導係長	いとう かずゆき 伊藤 和幸		
オブザーバー (1名)	高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課チーフ (男女共同参画担当)	もり ゆうこ 森 優子	

平成24年(2012年)3月31日現在



### 【3】男女共同参画関連の年表

年次	世界の動き	国内の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」を採択</li> <li>1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定(国際連合総会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「総理府婦人問題企画推進本部」設置</li> <li>「婦人問題企画推進本部会議」開催</li> </ul>
1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>民法改正(離婚後の氏の選択)</li> </ul>
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定</li> </ul>
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際連合第34回総会「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」署名</li> <li>民法改正(配偶者の法定相続分引上げ等)</li> </ul>
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議</li> <li>「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国籍法改正(国籍の父母両系主義確立)</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進有識者会議開催</li> <li>「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>国民年金法の改正(女性の年金権確立)</li> </ul>
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)</li> </ul>
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>	
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定</li> <li>「育児休業法」の公布(施行1992)</li> </ul>

年次	世界の動き	国内の動き
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」施行</li> <li>・婦人問題担当大臣誕生</li> </ul>
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パートタイム労働法」公布</li> <li>・中学校で家庭科の男女共修の開始</li> </ul>
1994年 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校で家庭科の男女共修の開始</li> <li>・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置</li> </ul>
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4回世界女性会議」(北京)</li> <li>・「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」の成立</li> <li>・「ILO156号条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准</li> </ul>
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>・「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>・「労働基準法」改正</li> </ul>
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法について」答申</li> </ul>
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正男女雇用機会均等法」施行</li> <li>・「労働基準法」一部改正施行</li> <li>・「育児・介護休業法」全面施行</li> <li>・「男女共同参画社会基本法」公布・施行</li> <li>・「食料・農業・農村基本法」公布・施行</li> </ul>
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際連合特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)</li> <li>・「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに成果文書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護保険法」施行</li> <li>・「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>・男女共同参画推進本部「男女共同参画週間」決定</li> </ul>
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組</li> <li>・「男女共同参画会議」を内閣府に設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布・施行</li> </ul>
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「育児・介護休業法」施行</li> </ul>
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」公布</li> <li>・「少子化社会対策基本法」公布</li> </ul>

年次	世界の動き	国内の動き
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」一部改正・施行</li> </ul>
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第49回国際連合婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正「育児・介護休業法」施行</li> <li>「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定</li> </ul>
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」諮問</li> <li>男女共同参画のシンボルマーク決定</li> <li>児童福祉法の一部改正</li> <li>「育児・介護休業法」の改正</li> <li>「子ども・若者育成支援推進法」公布</li> </ul>
2010年 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>
2011年 (平成23年)		

# 男女共同参画社会基本法

公布・施行：平成11年6月23日法律第78号  
最終改正：平成11年12月23日法律第160号

## 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議、附則省略

## 高知県男女共同参画社会づくり条例

高知県条例第 60 号

### 目次

#### 前文

第 1 章総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章基本的な取組（第 7 条－第 17 条）

第 3 章性別による人権侵害の禁止等（第 18 条－第 20 条）

第 4 章苦情等の申出の処理（第 21 条）

第 5 章こうち男女共同参画会議（第 22 条－第 27 条）

第 6 章雑則（第 28 条）

#### 附則

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなお一層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一步一步前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。



## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画社会女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。
- (2) 積極的改善措置社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

### (県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画を推進する取組（積極的改善措置を含みます。以下同じ。）を総合的に実施する責務を有します。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。
- 3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。  
(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければなりません。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

## 第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。

2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間とします。

(教育と学習の推進)

第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

(農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとします。

2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。

(男性の家事、子育て等への参加促進)

第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。

2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等に共にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。

(生涯を通じた女性の健康支援)

第 13 条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

(拠点施設)

第 14 条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(調査研究)

第 15 条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第 16 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携及び協働に努めます。

(公表)

第 17 条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進捗状況を公表します。

### 第 3 章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第 18 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。

3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第 19 条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

(1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 20 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

#### 第 4 章 苦情等の申出の処理

第 21 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員（以下この条において「苦情調整委員」といいます。）を置きます。

2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。

3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。

4 苦情調整委員は、第 2 項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。

5 苦情調整委員は、第 25 条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3 名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として 2 名以内で任命することができます。

#### 第 5 章 こうち男女共同参画会議

(設置)

第 22 条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議（以下「参画会議」といいます。）を置きます。

(任務)

第 23 条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

(1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

(2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

(組織)

第 24 条 参画会議は、委員 15 人以内で組織します。

(委員)

第 25 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第 2 号に掲げる者については、2 名以上となるよう努めます。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する者

(2) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第 26 条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(部会)

第 27 条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。

3 部会の委員は、会長が指名します。

第 6 章 雑則

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章及び附則第 3 項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められているこうち男女共同参画プランは、第 7 条の規定に基づき定められた男女共同参画計画とみなす。

(地方自治法第 203 条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 地方自治法第 203 条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例（昭和 28 年高知県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表 第 2 中

「女性相談員」を「女性相談員男女共同参画苦情調整委員」に改める。

## 南国市男女共同参画推進条例

平成23年6月27日

条例第11号

### (目的)

第1条 この条例は、南国市(以下「市」という。)における男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図り、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は相手に不利益を与える行為をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある男女間での身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担の意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力しあい、社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する市民及び事業者の理解を深めるため、啓発活動や学習機会の充実など、適切な措置を講じなければならない。

3 市は、市民及び事業者が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画についての理解を深め、自ら積極的に参画し、男女共同参画社会の形成の促進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画についての理解を深め、積極的改善措置を講じ、男女の雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(男女共同参画基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として、南国市男女共同参画計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するときは、市民の意見を反映しなければならない。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(調査研究等)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定のために、必要な調査研究並びに情報の収集及び整理に努めなければならない。

(男女共同参画推進委員会の設置)

第10条 計画の策定及びその実施の推進を図るため、南国市男女共同参画推進委員会を設置する。

(規則委任)

第11条 南国市男女共同参画推進委員会の組織及び運営については、別に規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

## 南国市男女共同参画推進計画

【策定】平成24年（2012年）3月

【発行・編集】南国市

〒783-8501 高知県南国市大涌甲 2301

TEL：088-880-6569 FAX：088-880-6201

【策定協力】（株）ぎょうせい四国支社